

## 第4章 事業計画の具体的な取り組み

---

## 1. 教育・保育提供区域の設定

前述したように本計画では幼稚園・保育所（園）や地域子ども・子育て支援事業の現状と課題を明らかにしました。そして、施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」を戦略的に取り組むこととしています。ここからはこのような課題を受けて、就学前児童の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に関してサービスごとの基盤整備を促すために提供区域の設定を検討することとします。

### （1）考え方

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて教育・保育提供区域を設定する必要があります。教育・保育提供区域とは就学前児童の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の供給にあたって目安となる区域のことです。

設定にあたっては、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、小学校区・中学校区・行政区単位等の中から、地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を勘案する必要があります。また、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に利用することが可能な区域となるように定めることが求められています。

なお、教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

#### ◎区域を設定する際のポイントについて

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定となりますが、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業において実態が異なる場合は事業ごとに設定することが可能となっています。

○地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を総合的に勘案する。

○小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に利用することが可能な区域を定める必要がある。

## (2) 教育・保育提供区域の設定について

### ① 教育・保育提供区域の設定にあたって

教育・保育提供区域の設定にあたっては、本市の福祉・保健、まちづくりなどの単位となっている、リージョンと中学校区に注目しました。区域の設定については、保護者や子どもが実際に利用しやすいこと、またニーズがある場合には早急に供給確保をしやすいこと、さらには就学前児童の教育・保育の現在の利用状況に鑑みてそれらに共通した区域単位であること、といった視点から検討を重ねました。

まず、中学校区の場合は保護者が負担感なく送迎できる範囲であり、利用実績を把握する範囲としては妥当と判断しました。しかしながら、小さな中学校区ではニーズが過少であったり、地域に施設が少ないなど、需給バランスを図ることや提供するサービスの確保が難しいことが課題となります。

一方、リージョンに注目すると、需給調整や各サービスの供給確保が柔軟に対応できる反面、地域の実情に応じたきめの細かいニーズの把握は困難になります。

このような中学校区、リージョンのそれぞれの理由・特徴から、本市では利用実績の把握等については中学校区を基本とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準としてニーズへの対応を加速化することとしました。

表 教育・保育提供区域

	施設・事業名	対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	利用実績の把握等については「中学校区」とし、整備にあたっては7リージョンを基準とする。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	

※ 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。



リージョン別の概況は次のとおりです。各区域の概況について必要見込み量は●ページを参照してください。リージョン別・中学校区別の統計データについては資料（●ページ参照）に記載しています。

表 リージョン別の概況

	各地域の人口構成比等の概要	平成31年度の就学前児童の教育・保育の必要見込み量の概況*
A地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯人員が2.43人/世帯で他地域と比べて最も多い。</li> <li>年少人口比率が他地域と比べて2番目に高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3号の必要見込み量が82人で他地域と比べて3番目に多い。</li> <li>2号の保育認定の必要見込み量が122人で他地域と比べて最も多い。</li> </ul> ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
B地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯人員が2.27人/世帯で他地域と比べて3番目に多い。</li> <li>高齢化率が他地域と比べて2番目に高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3号の必要見込み量が119人で他地域と比べて2番目に多い。</li> </ul> ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
C地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>年少人口比率が他地域と比べて最も高い。</li> <li>世帯人員が2.34人/世帯で他地域と比べて2番目に多い。</li> <li>生産年齢人口比率が他地域と比べて最も高い。</li> <li>高齢化率が他地域と比べて最も低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3号の必要見込み量が0歳のみ発生。</li> <li>2号の保育認定の必要見込み量が発生。</li> </ul> ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
D地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>年少人口比率が他地域と比べて3番目に高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3号の必要見込み量が発生。</li> </ul> ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
E地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口等は市の標準と同様。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要見込み量がほぼ発生していない。</li> </ul>
F地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯人員が2.00人/世帯で他地域と比べて最も少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号の供給量が他地域に比べて多い</li> <li>3号の必要見込み量が224人で他地域と比べて最も多い。</li> <li>2号の保育認定の必要見込み量が45人で他地域と比べて2番目に多い。</li> </ul> ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要
G地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯人員が2.17人/世帯で他地域と比べて2番目に少ない。</li> <li>年少人口比率が他地域と比べて最も低い。</li> <li>高齢化率が他地域と比べて最も高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3号の必要見込み量が1・2歳で発生。</li> </ul> ⇒認定こども園、小規模保育施設等の拡充が必要

\* 必要見込み量については●ページ、●ページ参照

※ 年少人口比率は0～14歳の総人口に対する比率。生産年齢人口比率は15～64歳の総人口に対する比率

## ② 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定にあたって

地域子ども・子育て支援事業については利用対象者が限定される子育て短期支援事業等があること、また、もともと本市全体による対応を必要とする子育て援助活動支援事業等があることなどから、原則、市域全体を一つの範囲とします。ただしサービスによっては地域ごとの整備が進められている事業もあることから、地域の実情に合わせた整備を促進します。

留守家庭児童育成クラブでは小学校区での配置を基本としてきた経緯から、提供区域は小学校区とします。

また地域子育て支援拠点事業では子育て支援センターのないリージョン区があるなど、子育て支援拠点機能の現状などを踏まえて、提供区域はリージョン区とします。

表 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

施設・事業名	対応方針
②-1 延長保育（時間外保育）事業	市域全体
②-2 留守家庭児童育成クラブ	小学校区
②-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市域全体
②-4 地域子育て支援拠点事業	リージョン区
②-5 一時預かり事業	市域全体
②-6 病児保育事業	
②-7 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	
②-8 乳幼児家庭全戸訪問事業	
②-9 養育支援訪問事業	
②-10 妊婦健診	
②-11 利用者支援事業	

### 東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 教育・保育提供区域のブロック分けについては、地域ごとの特色に合わせたはたらきかけが必要だと思ふ。
- リージョン単位で施設整備を行う中でも複数の中学校のあるリージョンを2つに分けるなど、臨機応変に整備してほしい。地域子育て支援事業については、原則は市域全体で1つの区域ということだが、子育て支援というのは在宅の方の立場で考えることが重要だと思ふ。市域全体での整備では広すぎるので、整備にあたってはリージョンや複数の中学校区など臨機応変に考えて必要な整備を検討してほしい。
- 0～2歳は居宅から近いサービスでよいでしょうが、3歳以上になるとサービスの内容などで選びたいのではないのでしょうか。区域の設定がその妨げにならないようにしてほしい
- 需要が多いのに供給が欠けているような地域を優先して整備していくことが、市全体のバランスを良くするものだと思ふ。そのような考えも含めて提供区域の設定をしてほしい。

## 2. 必要見込み量の算定方法について

### (1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関して需要量と現在の供給量から必要見込み量を算出します。

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「必要見込み量」の算出を行うこととされています。

表 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目

施設・事業		対象児童年齢
1	1号認定	教育標準時間認定 3～5歳
2	2号認定	保育認定①（幼稚園） 3～5歳
		保育認定② 3～5歳
3	3号認定	保育認定③ 0～2歳
4	延長保育（時間外保育）事業 0～5歳	
5	放課後児童健全育成事業 1～3年生、4～6年生	
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別） 対象は0～18歳 見込み量は0～5歳	
7	地域子育て支援拠点事業 0～2歳	
8	地域子ども・子育て支援事業の一部	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他 3～5歳
9		病児保育事業 0～5歳
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 対象は0～5歳、1～3年生、4～6年生 見込み量は1～3年生、4～6年生	
11	利用者支援事業 ※ワークシートからは算出しない。 0～5歳、1～6年生	

\* 認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。認定区分には1号認定、2号認定、3号認定があります。1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どもが該当します。2号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことで、2号認定の内、保育認定①は保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人です。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことで、

## (2) 需要量の算出方法の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

## (3) 必要見込み量の概要

現在（平成25年度・平成26年度）の供給量を見積り、供給量と需要量との差から必要となる量（必要見込み量）を算出しています。必要見込み量は供給量から需要量を差し引いた値を表記しています。算出された必要見込み量に対して、平成27年度から順次整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である平成31年度にすべての必要見込み量の確保を図ることに努めます。



### 3. 就学前児童の学校教育・保育について

#### (1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量<sup>③</sup>等

##### ① 市全体の経年変化

表 3～5歳の需要量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 1号認定 (認定こども園および幼稚園)	人	6,311	6,160	6,046	5,932	5,817
② 2号認定 (幼児期の学校教育の利用希 望が強いと想定されるもの)	人	865	844	829	813	797
③ 2号認定 (認定こども園及び保育所)	人	4,580	4,471	4,388	4,305	4,222
需要量の合計	人	11,756	11,475	11,263	11,050	10,836

表 0～2歳の需要量

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
④ 3号認定 (認定こども園及び保育 所+地域型保育)	0歳	人	733	713	705	697	688
	1・2歳	人	2,597	2,534	2,504	2,475	2,446
需要量の合計		人	3,330	3,247	3,209	3,172	3,134
児童数(0～2歳)		人	9,701	9,457	9,346	9,238	9,127

<sup>③</sup> 現在の供給量とは平成 25 年度又は平成 26 年度の供給量のことです。

## ② 市全体の年度ごとの必要見込み量

最終到達目標である平成 31 年度の必要見込み量をみると、3 歳～5 歳の 1 号・2 号は必要見込み量がなく、2 号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量は▲797 人となっています。0 歳～2 歳をみると、平成 31 年度の 3 号の必要見込み量は 0 歳が▲188 人、1・2 歳が▲368 人となっています。

このように、3 号と、2 号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものの必要見込み量をどのように確保していくのかが課題となっています。

表 認定区分別の需要量（平成 27 年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号(幼稚園)*		
需要量	6,311人	4,580人	865人	733人	2,597人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,349人	▲351人	▲865人	▲233人	▲519人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成 28 年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号(幼稚園)*		
需要量	6,160人	4,471人	844人	713人	2,534人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,500人	▲242人	▲844人	▲213人	▲456人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成 29 年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号(幼稚園)*		
需要量	6,046人	4,388人	829人	705人	2,504人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,614人	▲159人	▲829人	▲205人	▲426人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成 30 年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号 (幼稚園) *		
需要量	5,932人	4,305人	813人	697人	2,475人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,728人	▲76人	▲813人	▲197人	▲397人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成 31 年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号 (幼稚園) *		
需要量	5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,843人	7人	▲797人	▲188人	▲368人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

③ 校区别・リージョン別 必要見込み量

○ 3号認定

表 教育・保育校区别必要見込み量・3号（平成27年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳			1・2歳				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	40	24	▲ 16	▲ 34	119	84	▲ 35	▲ 62
孔舎衛		25	7	▲ 18		68	41	▲ 27	
縄手	B	12	9	▲ 3	▲ 30	58	27	▲ 31	▲ 121
枚岡		25	23	▲ 2		142	140	▲ 2	
縄手北		27	15	▲ 12		71	45	▲ 26	
池島		26	9	▲ 17		71	39	▲ 32	
縄手南		14	18	4		95	65	▲ 30	
盾津	C	89	61	▲ 28	▲ 48	197	234	37	▲ 6
盾津東		44	24	▲ 20		137	94	▲ 43	
玉川	D	43	16	▲ 27	▲ 27	115	75	▲ 40	▲ 77
英田		29	42	13		181	168	▲ 13	
花園		25	19	▲ 6		83	105	22	
若江		13	6	▲ 7		86	40	▲ 46	
楠根	E	26	35	9	9	167	144	▲ 23	▲ 23
長栄	F	22	16	▲ 6	▲ 99	107	44	▲ 63	▲ 166
新喜多		57	16	▲ 41		122	73	▲ 49	
俊徳		4	3	▲ 1		41	15	▲ 26	
意岐部		57	33	▲ 24		70	104	34	
高井田		31	20	▲ 11		97	86	▲ 11	
小阪		30	14	▲ 16		126	75	▲ 51	
金岡	G	9	24	15	▲ 4	40	82	42	▲ 64
太平寺		16	17	1		49	78	29	
上小阪		29	15	▲ 14		114	78	▲ 36	
長瀬		12	16	4		86	44	▲ 42	
弥刀		20	9	▲ 11		80	44	▲ 36	
柏田		8	9	1		75	54	▲ 21	
合計		733	500	▲ 233	▲ 233	2,597	2,078	▲ 519	▲ 519

表 教育・保育校区别必要見込み量・3号（平成28年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳			1・2歳				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	39	24	▲ 15	▲ 33	116	84	▲ 32	▲ 57
孔舎衛		25	7	▲ 18		66	41	▲ 25	
縄手	B	11	9	▲ 2	▲ 26	57	27	▲ 30	▲ 111
枚岡		24	23	▲ 1		139	140	1	
縄手北		26	15	▲ 11		69	45	▲ 24	
池島		25	9	▲ 16		69	39	▲ 30	
縄手南		14	18	4		93	65	▲ 28	
盾津	C	86	61	▲ 25	▲ 44	192	234	42	2
盾津東		43	24	▲ 19		134	94	▲ 40	
玉川	D	42	16	▲ 26	▲ 24	112	75	▲ 37	▲ 65
英田		28	42	14		177	168	▲ 9	
花園		24	19	▲ 5		80	105	25	
若江		13	6	▲ 7		84	40	▲ 44	
楠根	E	25	35	10	10	162	144	▲ 18	▲ 18
長栄	F	22	16	▲ 6	▲ 96	104	44	▲ 60	▲ 154
新喜多		56	16	▲ 40		119	73	▲ 46	
俊徳		4	3	▲ 1		41	15	▲ 26	
意岐部		56	33	▲ 23		68	104	36	
高井田		31	20	▲ 11		95	86	▲ 9	
小阪		29	14	▲ 15		124	75	▲ 49	
金岡	G	8	24	16	0	39	82	43	▲ 53
太平寺		16	17	1		48	78	30	
上小阪		28	15	▲ 13		111	78	▲ 33	
長瀬		11	16	5		84	44	▲ 40	
弥刀		19	9	▲ 10		78	44	▲ 34	
柏田		8	9	1		73	54	▲ 19	
合計		713	500	▲ 213	▲ 213	2,534	2,078	▲ 456	▲ 456

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成29年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳			1・2歳				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	39	24	▲ 15	▲ 32	114	84	▲ 30	▲ 54
孔舎衛		24	7	▲ 17		65	41	▲ 24	
縄手	B	11	9	▲ 2	▲ 26	57	27	▲ 30	▲ 105
枚岡		24	23	▲ 1		137	140	3	
縄手北		26	15	▲ 11		68	45	▲ 23	
池島		25	9	▲ 16		68	39	▲ 29	
縄手南	C	14	18	4	▲ 43	91	65	▲ 26	6
盾津		86	61	▲ 25		190	234	44	
盾津東	D	42	24	▲ 18	▲ 22	132	94	▲ 38	▲ 61
玉川		41	16	▲ 25		111	75	▲ 36	
英田		28	42	14		175	168	▲ 7	
花園		24	19	▲ 5		80	105	25	
若江		12	6	▲ 6		83	40	▲ 43	
楠根		25	35	10		161	144	▲ 17	
長栄	F	21	16	▲ 5	▲ 92	103	44	▲ 59	▲ 147
新喜多		55	16	▲ 39		118	73	▲ 45	
俊徳		4	3	▲ 1		40	15	▲ 25	
意岐部		55	33	▲ 22		67	104	37	
高井田		30	20	▲ 10		94	86	▲ 8	
小阪	G	29	14	▲ 15	0	122	75	▲ 47	▲ 48
金岡		8	24	16		38	82	44	
太平寺		16	17	1		48	78	30	
上小阪		28	15	▲ 13		110	78	▲ 32	
長瀬		11	16	5		83	44	▲ 39	
弥刀		19	9	▲ 10		77	44	▲ 33	
柏田		8	9	1		72	54	▲ 18	
合計		705	500	▲ 205	▲ 205	2,504	2,078	▲ 426	▲ 426

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成30年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳			1・2歳				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	38	24	▲ 14	▲ 31	113	84	▲ 29	▲ 53
孔舎衛		24	7	▲ 17		65	41	▲ 24	
縄手	B	11	9	▲ 2	▲ 24	55	27	▲ 28	▲ 100
枚岡		24	23	▲ 1		136	140	4	
縄手北		26	15	▲ 11		68	45	▲ 23	
池島		24	9	▲ 15		67	39	▲ 28	
縄手南	C	13	18	5	▲ 40	90	65	▲ 25	9
盾津		83	61	▲ 22		188	234	46	
盾津東	D	42	24	▲ 18	▲ 22	131	94	▲ 37	▲ 53
玉川		41	16	▲ 25		109	75	▲ 34	
英田		28	42	14		171	168	▲ 3	
花園		24	19	▲ 5		79	105	26	
若江		12	6	▲ 6		82	40	▲ 42	
楠根		24	35	11		160	144	▲ 16	
長栄	F	21	16	▲ 5	▲ 91	102	44	▲ 58	▲ 141
新喜多		55	16	▲ 39		116	73	▲ 43	
俊徳		4	3	▲ 1		40	15	▲ 25	
意岐部		55	33	▲ 22		66	104	38	
高井田		30	20	▲ 10		93	86	▲ 7	
小阪	G	28	14	▲ 14	0	121	75	▲ 46	▲ 43
金岡		8	24	16		38	82	44	
太平寺		16	17	1		47	78	31	
上小阪		28	15	▲ 13		109	78	▲ 31	
長瀬		11	16	5		82	44	▲ 38	
弥刀		19	9	▲ 10		76	44	▲ 32	
柏田		8	9	1		71	54	▲ 17	
合計		697	500	▲ 197	▲ 197	2,475	2,078	▲ 397	▲ 397

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成31年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳			1・2歳				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	38	24	▲ 14	▲ 31	112	84	▲ 28	▲ 51
孔舎衛		24	7	▲ 17		64	41	▲ 23	
縄手	B	11	9	▲ 2	▲ 23	55	27	▲ 28	▲ 96
枚岡		24	23	▲ 1		134	140	6	
縄手北		25	15	▲ 10		67	45	▲ 22	
池島		24	9	▲ 15		67	39	▲ 28	
縄手南		13	18	5		89	65	▲ 24	
盾津	C	82	61	▲ 21	▲ 38	186	234	48	13
盾津東		41	24	▲ 17		129	94	▲ 35	
玉川	D	40	16	▲ 24	▲ 19	108	75	▲ 33	▲ 48
英田		27	42	15		169	168	▲ 1	
花園		23	19	▲ 4		78	105	27	
若江		12	6	▲ 6		81	40	▲ 41	
楠根	E	24	35	11	11	156	144	▲ 12	▲ 12
長栄	F	21	16	▲ 5	▲ 89	101	44	▲ 57	▲ 135
新喜多		54	16	▲ 38		115	73	▲ 42	
俊徳		4	3	▲ 1		39	15	▲ 24	
意岐部		54	33	▲ 21		66	104	38	
高井田		30	20	▲ 10		92	86	▲ 6	
小阪		28	14	▲ 14		119	75	▲ 44	
金岡	G	8	24	16	1	38	82	44	▲ 39
太平寺		16	17	1		47	78	31	
上小阪		27	15	▲ 12		108	78	▲ 30	
長瀬		11	16	5		81	44	▲ 37	
弥刀		19	9	▲ 10		75	44	▲ 31	
柏田		8	9	1		70	54	▲ 16	
合計		688	500	▲ 188	▲ 188	2,446	2,078	▲ 368	▲ 368

○ 1号・2号認定

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成27年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号			2号			保育認定【認定こども園・保育所（園）】					
		幼稚園			幼稚園利用希望								
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量			
石切	A	353	840	487	368	63		▲ 63	▲ 107	203	162	▲ 41	▲ 152
孔舎衛		329	210	▲ 119		44		▲ 44		183	72	▲ 111	
縄手	B	99	0	▲ 99	733	9		▲ 9	▲ 111	119	54	▲ 65	▲ 45
枚岡		373	280	▲ 93		39		▲ 39		185	297	112	
縄手北		174	490	316		29		▲ 29		83	90	7	
池島		143	350	207		6		▲ 6		153	72	▲ 81	
縄手南		188	590	402		28		▲ 28		175	157	▲ 18	
盾津	C	561	900	339	158	109		▲ 109	▲ 185	460	455	▲ 5	▲ 60
盾津東		356	175	▲ 181		76		▲ 76		176	121	▲ 55	
玉川	D	313	210	▲ 103	11	26		▲ 26	▲ 95	231	167	▲ 64	10
英田		467	490	23		32		▲ 32		269	390	121	
花園		266	490	224		19		▲ 19		172	206	34	
若江		273	140	▲ 133		18		▲ 18		145	64	▲ 81	
楠根	E	337	675	338	338	70		▲ 70	▲ 70	258	301	43	43
長栄	F	269	345	76	1,352	44		▲ 44	▲ 222	123	90	▲ 33	▲ 118
新喜多		284	765	481		42		▲ 42		162	181	19	
俊徳		71	255	184		14		▲ 14		90	32	▲ 58	
意岐部		184	140	▲ 44		28		▲ 28		161	193	32	
高井田		190	570	380		53		▲ 53		153	144	▲ 9	
小阪		245	520	275		41		▲ 41		250	181	▲ 69	
金岡		91	570	479		17		▲ 17		109	164	55	
太平寺	G	68	95	27	389	14		▲ 14	▲ 75	96	155	59	▲ 29
上小阪		250	280	30		14		▲ 14		211	147	▲ 64	
長瀬		155	0	▲ 155		7		▲ 7		120	90	▲ 30	
弥刀		176	140	▲ 36		23		▲ 23		126	127	1	
柏田		96	140	44		0		0		167	117	▲ 50	
合計			6,311	9,660		3,349	3,349	865		0	▲ 865	▲ 865	

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成28年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号			2号			保育認定【認定こども園・保育所（園）】					
		幼稚園			幼稚園利用希望								
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量			
石切	A	344	840	496	385	62		▲ 62	▲ 105	199	162	▲ 37	▲ 144
孔舎衛		321	210	▲ 111		43		▲ 43		179	72	▲ 107	
縄手	B	96	0	▲ 96	755	9		▲ 9	▲ 109	115	54	▲ 61	▲ 25
枚岡		365	280	▲ 85		39		▲ 39		180	297	117	
縄手北		170	490	320		28		▲ 28		80	90	10	
池島		140	350	210		6		▲ 6		149	72	▲ 77	
縄手南		184	590	406		27		▲ 27		171	157	▲ 14	
盾津	C	548	900	352	179	108		▲ 108	▲ 183	450	455	5	▲ 45
盾津東		348	175	▲ 173		75		▲ 75		171	121	▲ 50	
玉川	D	306	210	▲ 96	42	25		▲ 25	▲ 90	226	167	▲ 59	28
英田		456	490	34		30		▲ 30		263	390	127	
花園		260	490	230		18		▲ 18		169	206	37	
若江		266	140	▲ 126		17		▲ 17		141	64	▲ 77	
楠根	E	329	675	346	346	68		▲ 68	▲ 68	253	301	48	48
長栄	F	263	345	82	1,380	44		▲ 44	▲ 217	119	90	▲ 29	▲ 95
新喜多		277	765	488		41		▲ 41		158	181	23	
俊徳		69	255	186		14		▲ 14		88	32	▲ 56	
意岐部		180	140	▲ 40		26		▲ 26		157	193	36	
高井田		185	570	385		52		▲ 52		149	144	▲ 5	
小阪		241	520	279		40		▲ 40		245	181	▲ 64	
金岡	G	89	570	481	413	16		▲ 16	▲ 72	106	164	58	▲ 9
太平寺		66	95	29		13		▲ 13		93	155	62	
上小阪		240	280	40		14		▲ 14		206	147	▲ 59	
長瀬		152	0	▲ 152		7		▲ 7		118	90	▲ 28	
弥刀		172	140	▲ 32		22		▲ 22		123	127	4	
柏田		93	140	47		0		0		163	117	▲ 46	
合計		6,160	9,660	3,500	3,500	844	0	▲ 844	▲ 844	4,471	4,229	▲ 242	▲ 242

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成29年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望			保育認定【認定こども園・保育所（園）】				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	338	840	502	397	61		▲ 61	▲ 103	195	162	▲ 33	▲ 136
孔舎衛		315	210	▲ 105		42		▲ 42		175	72	▲ 103	
縄手	B	94	0	▲ 94	774	9		▲ 9	▲ 107	114	54	▲ 60	▲ 13
枚岡		357	280	▲ 77		37		▲ 37		176	297	121	
縄手北		167	490	323		28		▲ 28		79	90	11	
池島		138	350	212		6		▲ 6		147	72	▲ 75	
縄手南		180	590	410		27		▲ 27		167	157	▲ 10	
盾津	C	537	900	363	196	106		▲ 106	▲ 181	440	455	15	▲ 33
盾津東		342	175	▲ 167		75		▲ 75		169	121	▲ 48	
玉川	D	300	210	▲ 90	67	24		▲ 24	▲ 89	220	167	▲ 53	45
英田		447	490	43		30		▲ 30		258	390	132	
花園		255	490	235		18		▲ 18		165	206	41	
若江		261	140	▲ 121		17		▲ 17		139	64	▲ 75	
楠根	E	324	675	351	351	68		▲ 68	▲ 68	248	301	53	53
長栄	F	258	345	87	1,402	43		▲ 43	▲ 210	118	90	▲ 28	▲ 81
新喜多		272	765	493		39		▲ 39		156	181	25	
俊徳		68	255	187		13		▲ 13		87	32	▲ 55	
意岐部		177	140	▲ 37		26		▲ 26		154	193	39	
高井田		182	570	388		51		▲ 51		147	144	▲ 3	
小阪		236	520	284		38		▲ 38		240	181	▲ 59	
金岡	G	88	570	482	427	16		▲ 16	▲ 71	105	164	59	6
太平寺		65	95	30		13		▲ 13		92	155	63	
上小阪		235	280	45		14		▲ 14		202	147	▲ 55	
長瀬		148	0	▲ 148		7		▲ 7		115	90	▲ 25	
弥刀		170	140	▲ 30		21		▲ 21		121	127	6	
柏田		92	140	48		0		0		159	117	▲ 42	
合計			6,046	9,660		3,614	3,614	829		0	▲ 829	▲ 829	

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成30年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望			保育認定【認定こども園・保育所（園）】				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	332	840	508	408	59		▲ 59	▲ 100	191	162	▲ 29	▲ 129
孔舎衛		310	210	▲ 100		41		▲ 41		172	72	▲ 100	
縄手	B	93	0	▲ 93	791	8		▲ 8	▲ 104	112	54	▲ 58	▲ 3
枚岡		351	280	▲ 71		37		▲ 37		174	297	123	
縄手北		163	490	327		27		▲ 27		78	90	12	
池島		135	350	215		6		▲ 6		144	72	▲ 72	
縄手南		177	590	413		26		▲ 26		165	157	▲ 8	
盾津	C	529	900	371	210	105		▲ 105	▲ 177	432	455	23	▲ 22
盾津東		336	175	▲ 161		72		▲ 72		166	121	▲ 45	
玉川	D	293	210	▲ 83	92	24		▲ 24	▲ 87	217	167	▲ 50	59
英田		439	490	51		29		▲ 29		253	390	137	
花園		250	490	240		17		▲ 17		162	206	44	
若江		256	140	▲ 116		17		▲ 17		136	64	▲ 72	
楠根	E	318	675	357	357	66		▲ 66	▲ 66	242	301	59	59
長栄	F	253	345	92	1,425	42		▲ 42	▲ 209	115	90	▲ 25	▲ 62
新喜多		267	765	498		40		▲ 40		153	181	28	
俊徳		66	255	189		13		▲ 13		84	32	▲ 52	
意岐部		173	140	▲ 33		25		▲ 25		152	193	41	
高井田		179	570	391		50		▲ 50		144	144	0	
小阪		232	520	288		39		▲ 39		235	181	▲ 54	
金岡	G	85	570	485	445	16		▲ 16	▲ 70	102	164	62	22
太平寺		64	95	31		13		▲ 13		89	155	66	
上小阪		231	280	49		13		▲ 13		198	147	▲ 51	
長瀬		145	0	▲ 145		7		▲ 7		113	90	▲ 23	
弥刀		166	140	▲ 26		21		▲ 21		119	127	8	
柏田		89	140	51		0		0		157	117	▲ 40	
合計			5,932	9,660		3,728	3,728	813		0	▲ 813	▲ 813	



表 教育・保育校区别必要見込み量 1号・2号 (平成31年度)

(単位：人)

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望			保育認定【認定こども園・保育所(園)】				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	325	840	515	422	59		▲ 59	▲ 99	187	162	▲ 25	▲ 122
孔舎衛		303	210	▲ 93		40		▲ 40		169	72	▲ 97	
縄手	B	91	0	▲ 91	808	8		▲ 8	▲ 102	109	54	▲ 55	11
枚岡		344	280	▲ 64		35		▲ 35		170	297	127	
縄手北		161	490	329		27		▲ 27		77	90	13	
池島		133	350	217		6		▲ 6		142	72	▲ 70	
縄手南		173	590	417		26		▲ 26		161	157	▲ 4	
盾津	C	517	900	383	228	102		▲ 102	▲ 174	424	455	31	▲ 10
盾津東		330	175	▲ 155		72		▲ 72		162	121	▲ 41	
玉川	D	288	210	▲ 78	115	23		▲ 23	▲ 85	212	167	▲ 45	76
英田		431	490	59		29		▲ 29		247	390	143	
花園		245	490	245		17		▲ 17		158	206	48	
若江		251	140	▲ 111		16		▲ 16		134	64	▲ 70	
楠根	E	311	675	364	364	66		▲ 66	▲ 66	238	301	63	63
長栄	F	247	345	98	1,449	40		▲ 40	▲ 202	113	90	▲ 23	▲ 45
新喜多		261	765	504		38		▲ 38		149	181	32	
俊徳		65	255	190		13		▲ 13		83	32	▲ 51	
意岐部		170	140	▲ 30		25		▲ 25		148	193	45	
高井田		176	570	394		49		▲ 49		142	144	2	
小阪		227	520	293		37		▲ 37		231	181	▲ 50	
金岡	G	84	570	486	457	16		▲ 16	▲ 69	101	164	63	34
太平寺		64	95	31		12		▲ 12		88	155	67	
上小阪		226	280	54		13		▲ 13		195	147	▲ 48	
長瀬		143	0	▲ 143		7		▲ 7		112	90	▲ 22	
弥刀		163	140	▲ 23		21		▲ 21		117	127	10	
柏田		88	140	52		0		0		153	117	▲ 36	
合計		5,817	9,660	3,843	3,843	797	0	▲ 797	▲ 797	4,222	4,229	7	7

## (2) 実施しようとする就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### ① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供と待機児童等の解消に向けた対応

#### ●待機児童だけではなく潜在的なニーズにも対応

本市では待機児童対策が喫緊の課題であり、潜在的なニーズも含めて早期対応が求められています。また、全国的な保育ニーズの高まりに合わせて、平成 29 年度までに国が「待機児童解消加速化プラン」による改革を実施します。

一般的に待機児童とは、希望する保育所に入所できない方のうち、希望園を1園に限っている方などを除いています。本市ではこのような待機児童への対応だけではなく、単に待機となっている方のニーズや新たに就労を希望する方なども含めたニーズに対応していきます。加えて、例えば幼稚園に通園させている親がキャリアアップによりパートタイムからフルタイムへと移った場合の対応など、雇用形態の変化にも即して、このようなすべての方のニーズ（潜在的なニーズ）に対応する供給体制の充実を図ります。

#### ●計画期間の早い段階での整備の促進

本計画の計画期間から一段早めて平成 29 年度までを中間の期限として1号～3号の学校教育・保育の抜本的な対策を促進することとします

#### ●3号または2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強い方への対応

待機児童も含めて必要見込み量の発生状況を見ると、前述したように、3号または2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものに対して学校教育・保育の確保方策が必要となっています。このような課題に対して本市では次の表のように「幼保連携型認定こども園」「小規模保育施設」によって供給体制の強化を図ります。整備にあたっては身近な地域で教育・保育を受けることができるように、7リージョンを基準として供給体制の確保を図ります。

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設であり、幼稚園、保育所（園）においてこれまで蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供が期待できます。単一の認可の仕組みに改正された幼保連携型認定こども園を推進することによって、既存施設等からの転換を促します。

また、保育の必要見込み量が3号（0～2歳）に集中して発生していることから、これらのニーズへの緊要の取り組みとして小規模保育施設の整備を進めます。

公立の教育・保育施設については、再編整備の考え方に沿って進めていきます。

①-1 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策<sup>④</sup>（平成26年度～27年度）

（単位：人）

	3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号 (幼稚園)*		
(ア) 需要量(平成27年度)	6,311人	4,580人	865人	733人	2,597人
(イ) 現在の供給量	9,660人	4,229人	—	500人	2,078人
(ウ) 必要見込み量(平成27年度)	3,349人	▲351人	▲865人	▲233人	▲519人
(エ) 確保方策	幼保連携型認定こども園	▲580人	580人	30人	140人
	小規模保育施設	—	—	81人	204人
	合計	▲580人	580人	111人	344人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

- (ア) 需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量  
 (イ) 供給量・・・平成25年度の認可定員をもとに算出される施設の供給量  
 (ウ) 必要見込み量・・・(イ)－(ア)により算出される量  
 (エ) 確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成28年度）

（単位：人）

	3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号 (幼稚園)*		
需要量(平成28年度)	6,160人	4,471人	844人	713人	2,534人
現在の供給量	9,660人	4,229人	—	500人	2,078人
必要見込み量(平成28年度)	3,500人	▲242人	▲844人	▲213人	▲456人
確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907人	907人	60人	260人
	小規模保育施設	—	—	111人	269人
	合計	▲907人	907人	171人	529人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

<sup>④</sup> 施設整備を行う年度に確保方策を計上していますが、施設の開設年度は事業により当該年度または翌年度になります。平成28年度以降の各年度の確保方策についてはその前年度までに設定した分を含めて、積み上げた量で表しています。

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 29 年度）

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号 (幼稚園) *		
需要量（平成 29 年度）	6,046 人	4,388 人	829 人	705 人	2,504 人
現在の供給量	9,660 人	4,229 人	—	500 人	2,078 人
必要見込み量（平成 29 年度）	3,614 人	▲159 人	▲829 人	▲205 人	▲426 人
確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907 人	907 人	60 人	260 人
	小規模保育施設	—	—	135 人	321 人
	合計	▲907 人	907 人	195 人	581 人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 30 年度）

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号 (幼稚園) *		
需要量（平成 30 年度）	5,932 人	4,305 人	813 人	697 人	2,475 人
現在の供給量	9,660 人	4,229 人	—	500 人	2,078 人
必要見込み量（平成 30 年度）	3,728 人	▲76 人	▲813 人	▲197 人	▲397 人
確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907 人	907 人	60 人	260 人
	小規模保育施設	—	—	135 人	321 人
	合計	▲907 人	907 人	195 人	581 人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 民間における認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 31 年度）

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号 (幼稚園) *		
需要量（平成 31 年度）	5,817 人	4,222 人	797 人	688 人	2,446 人
現在の供給量	9,660 人	4,229 人	—	500 人	2,078 人
必要見込み量（平成 31 年度）	3,843 人	7 人	▲797 人	▲188 人	▲368 人
確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907 人	907 人	60 人	260 人
	小規模保育施設	—	—	135 人	321 人
	合計	▲907 人	907 人	195 人	581 人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

p. 67 において公立の再編整備による数値を掲載しました。

①-2 公立再編整備による需給調整数を含めた認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

表 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成31年度）

（単位：人）

	3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号 (幼稚園) *		
(ア) 需要量(平成31年度)	5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
(イ) 現在の供給量	9,660人	4,229人	—	500人	2,078人
(ウ) 必要見込み量(平成31年度)	3,843人	7人	▲797人	▲188人	▲368人
(エ) 確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907人	907人	60人	260人
	小規模保育施設	—	—	135人	321人
	合計	▲907人	907人	195人	581人
(オ) 公立再編整備による増減	▲1,939人	227人		▲32人	▲42人
(カ) 民間保育園等による確保方策				45人	
(キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計	997人	344人		20人	171人

\* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(オ) 公立再編整備による増減

・・・公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量

(カ) 民間保育園等による確保方策・・・民間保育園による定員の拡充

(キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計

・・・(ウ) + (エ) + (オ) + (カ) により算出される量

地域型保育事業について、子ども・子育て会議での議論等も踏まえ記載をしました。

## ② 地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。施設ではなく事業として位置づけて地域における多様なニーズにきめ細かく対応できる仕組みです。

表 各事業の特徴

	小規模保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	6～19人まで	少人数（現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人） ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	様々（数人～数十人程度）	1対1が基本
場所	多様なスペース	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居宅

## ○ 小規模保育施設の推進

本市では3号の供給量を確保するために、まずは小規模保育施設によって供給体制の強化を図ります。

小規模保育施設の類型については、多様な保育ニーズに対応する観点から、また既存施設からの円滑な移行を念頭に、メニューとしてはA型・B型・C型を設けて条例でそれぞれの基準を明記することとします。

### 東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

○保育の質と待機児童の解消などを考えるとA型を増やしていくべきである。

## ○ 保育従事者等について

保育従事者等に対する継続的な研修として、原則、年1回の現任研修を実施し、質の維持・向上を図ります。保育従事者とは保育に従事する職員として市が定める研修を修了した者のことです。

### 東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 保育従事者や家庭的保育者の研修は最初だけではなく、継続的な研修が必要。
- 大きな施設では対応できない不規則・深夜等の勤務形態に地域型保育事業が対応する形になるのでは。基準を厳格化すると保育士の確保が困難であり、結果的に行政の目の届かないところで運営される可能性がある。

## ○ 事業所の認可と指導監査について

市で定めた認可基準に適合する事業所に対しては幅広く参入を認めることとしつつ、認可した事業所に対しては指導監査を行い、結果を公表することで質の担保を図ります。また、運営方針や職員の保有する資格、職員数等について公表することで、利用者が選択できるようにし、質の向上を促します。

## ○ 連携施設について

地域型保育事業は、対象年齢が0～2歳までの施設ため、「保育内容の支援（合同保育・行事参加・発達支援）」「卒園後の受け皿（3歳以降の教育・保育の確保）」の役割を担う連携施設の設定が必要となります。本市では認定こども園・保育所（園）・幼稚園とで連携を図っていくこととします。

## ○ 給食（参酌基準）

原則、自園調理とします。

## ○ 職員の配置基準について

地域型保育事業の職員配置基準については、本市の保育所基準を下回らないように設定します。

## ○ 設備・面積基準について

地域型保育事業の設備・面積基準は現行の既存施設からの円滑な移行を念頭に国基準に設定し、施行後、5年後を目途に行われる制度見直しの際に、本市の基準についても見直しを検討します。

### (3) リージョン別の就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容

各認定区分に応じた提供体制を検討します。

平成 26 年度には、幼保連携型認定こども園および小規模保育事業の施設整備工事に着手できる法人を募集しました。また平成 27 年度以降も、幼保連携型認定こども園および小規模保育事業などを年次的に整備します。

#### ① 3号認定への対応

#### ○ 平成 26 年度～27 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 26 年度～27 年度）

(単位：人)

		0歳	1・2歳	合計	
A 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲31	▲51	▲82	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
B 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲23	▲96	▲119	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	0	0	0
		小規模保育施設	15	42	57
		小計	15	42	57
C 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲38	13	▲25	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	44	50
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	44	50
D 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲19	▲48	▲67	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
E 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	11	▲12	▲1	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
F 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲89	▲135	▲224	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	0	0	0
		小規模保育施設	48	104	152
		小計	48	104	152
G 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	1	▲39	▲38	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
合計	必要見込み量（平成 31 年度）	▲188	▲368	▲556	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	30	140	170
		小規模保育施設	81	204	285
		合計	111	344	455



○ 平成 28 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 28 年度）

（単位：人）

		0歳	1・2歳	合計	
A 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲31	▲51	▲82	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
B 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲23	▲96	▲119	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	21	55	76
		小計	27	79	106
C 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲38	13	▲25	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	44	50
		小規模保育施設	12	26	38
		小計	18	70	88
D 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲19	▲48	▲67	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
E 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	11	▲12	▲1	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
F 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲89	▲135	▲224	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	24	96	120
		小規模保育施設	60	130	190
		小計	84	226	310
G 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	1	▲39	▲38	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
合計	必要見込み量（平成 31 年度）	▲188	▲368	▲556	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	60	260	320
		小規模保育施設	111	269	380
		合計	171	529	700

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

**リージョン別の学校教育・保育の確保施設数を掲載しました**

○ 平成 29 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成 29 年度）

（単位：人）

		0 歳	1・2 歳	合計	
A 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲31	▲51	▲82	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	15	42	57
		小計	21	66	87
B 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲23	▲96	▲119	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	27	68	95
		小計	33	92	125
C 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲38	13	▲25	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	44	50
		小規模保育施設	12	26	38
		小計	18	70	88
D 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲19	▲48	▲67	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	15	42	57
		小計	21	66	87
E 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	11	▲12	▲1	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
F 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	▲89	▲135	▲224	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	24	96	120
		小規模保育施設	66	143	209
		小計	90	239	329
G 地域	必要見込み量（平成 31 年度）	1	▲39	▲38	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
合計	必要見込み量（平成 31 年度）	▲188	▲368	▲556	
	確保方策	幼保連携型認定こども園	60	260	320
		小規模保育施設	135	321	456
		合計	195	581	776

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

○ 確保施設数

表 リージョン別 3号認定の確保施設数

	平成 26 年度～ 平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	小規模 保育	幼保連携型認定 こども園	小規模 保育	幼保連携型認定 こども園	小規模 保育	幼保連携型認定 こども園
A 地域	2	1	2	1	3	1
B 地域	3	—	4	1	5	1
C 地域	—	1	2	1	2	1
D 地域	2	1	2	1	3	1
E 地域	—	1	—	1	—	1
F 地域	8	—	10	4	11	4
G 地域	—	1	—	1	—	1
合計	15	5	20	10	24	10

※ 平成 28 年度以降の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

② 2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い人への対応

2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強い人への対応として、教育希望が強いニーズのため、可能な限り幼稚園からの認定こども園への移行によって確保を図ります。

表 リージョン別 2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い人の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

(単位：人)

		平成 26 年度～27 年度	平成 28 年度
A 地域	必要見込み量 (平成 31 年度)	▲99	▲99
	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 60	60
B 地域	必要見込み量 (平成 31 年度)	▲102	▲102
	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 45	90
C 地域	必要見込み量 (平成 31 年度)	▲174	▲174
	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 152	152
D 地域	必要見込み量 (平成 31 年度)	▲85	▲85
	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 48	108
E 地域	必要見込み量 (平成 31 年度)	▲66	▲66
	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 120	120
F 地域	必要見込み量 (平成 31 年度)	▲202	▲202
	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 105	327
G 地域	必要見込み量 (平成 31 年度)	▲69	▲69
	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 50	50
合計	必要見込み量 (平成 31 年度)	▲797	▲797
	確保方策	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 580	907

※ 平成 28 年度の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 リージョン別 2号認定の確保施設数

	平成 26 年度～平成 27 年度	平成 28 年度
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園
A 地域	1	1
B 地域	1	2
C 地域	1	1
D 地域	1	2
E 地域	2	2
F 地域	2	6
G 地域	2	2
合計	10	16

※ 平成 28 年度の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

#### (4) 幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」

平成 25 年 8 月 6 日付内閣府事務連絡および平成 25 年 12 月 18 日付内閣府事務連絡で通知されているとおり、「指定都市・中核市の計画で定める数」は、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行を促進するために設定する数です。

東大阪市においては、1 号認定に対する供給量が過剰であるため、保育所（園）から認定こども園に移行する際に、この定める数を利用して幼保連携型認定こども園への移行促進を図る必要があります。現在の施設の利用状況や幼保連携型認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて以下のとおり「指定都市・中核市の計画で定める数」を設定します。

表 「指定都市・中核市の計画で定める数」  
(平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間における数)

	1 号認定	2 号認定	3 号認定
「指定都市・中核市の計画で定める数」	463	0	0

## 4. 地域子ども・子育て支援事業等について

### (1) 延長保育（時間外保育）事業（開所時間を越えた後の延長）【市域全体】

#### ① 事業概要等

##### 開所時間を越えた後の延長

平成 26 年度現在：11 時間の開所時間を越えて保育を実施

新制度：現行の基準を基本とし、実施施設の規模の違いや保育必要量等を加味して制度の在り方の検討が国において進められています。

≪実施場所≫各保育所（園）

#### ② 施策展開の方向性（確保方策）

本市ではほとんどの保育所（園）で延長保育を実施し、その受け入れ施設の拡充に努めてきました。

今後の状況としては、平成 27 年度を除いて現在の供給量が需要量を上回っていることから、必要見込み量は発生せず、平成 31 年度までの 5 年間は現状の供給水準を維持していきます。

表 必要見込み量

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1,887	1,840	1,812	1,785	1,756
現在の供給量	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
必要見込み量	▲15	32	60	87	116

## (2) 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）【小学校区】

### ① 事業概要等

#### 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）

##### ●平成 26 年度現在

≪対象≫小学校低学年（1年生から3年生）

≪事業内容≫下校後保護者が就労等により昼間家庭にいない児童をあずかり児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図ります。

≪実施場所≫市立 53 小学校内

※本市では 53 小学校区に「留守家庭児童育成クラブ」を設置し、各クラブに補助を行い、放課後児童健全育成事業を施策として展開しています。

※運営委員会方式（各校区において自治会をはじめ、地域関係団体および学校の協力のもと、運営委員会を組織し、留守家庭児童の健全育成を図るため、遊びを主とした生活指導を行う留守家庭児童育成クラブを開設・運営するもの）

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

児童福祉法の改正により、事業の対象範囲が小学校 3 年生から 6 年生へと引き上げられました。本市の場合、平成 25 年 10 月に実施した「10,000 人のニーズ調査」、また平成 25 年 12 月に青少年スポーツ室において実施した保護者への「アンケート調査」の 2 つの調査結果をみても高学年の入会希望も多く、東大阪市においても対象児童の拡大が求められます。

このことを受け、施設整備にかかる課題については、従来からの一部施設狭隘による待機児童の解消とともに、対象児童の引き上げを行うための施設面積の拡充が求められます。なお厚生労働省令に基づく一人当たり 1.65 m<sup>2</sup>の面積を確保するには、施設面積の拡充整備を図る必要があります。

また、現状の事業運営にかかる課題として、留守家庭児童育成クラブ間で開設日や時間等運営内容に差異が存在していることがあげられ、今後は調査結果を踏まえた内容による運営が必要です。さらにはこの他にも教職員や地域から寄せられている運営にかかる課題が存在しています。

このような状況を踏まえ、今後の方向性については以下のとおりとします。

#### ・必要見込み量の確保

現在の各留守家庭児童育成クラブにおいて施設面積と運営体制の拡充を図ることにより「必要見込み量」を充足することが可能となります。このことから本計画期間内において、国の「放課後児童健全育成事業」に対する本市における施策は、現状の課題の解決を図るとともに各小学校敷地内に設置している留守家庭児童育成クラブの運営により推進します。

#### ・施設整備

留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消とともに入会を希望するすべての留守家庭児童を収容できる施設整備を行うため、各小学校の余裕教室の有効活用を推進しながら、平成 27 年度にかけて年次的に全クラブで 6 年生までの収容可能な施設設備を行い、国基準に準拠した専用面積を確保します。

**指導者の項目を設けました**

・ **事業主体**

前述のとおり現状ではクラブ運営にかかる数点の課題がありますが、これらの課題を解決して平成 27 年度以降も地域運営委員会において継続運営を可能とされるクラブがある一方で、今後は運営継続が困難なため民間事業者が運営主体となるクラブがあります。このため、平成 27 年度以降の留守家庭児童育成クラブの運営主体は、地域運営委員会と民間事業者の 2 種になります。

・ **事業手法**

市は、各小学校敷地内において施設整備を行うとともに、当該施設を使用して留守家庭児童育成クラブを運営される運営主体に対して補助金交付を行い事業展開を図ります。

・ **運営**

留守家庭児童育成クラブの運営主体は市補助金と保護者負担金を財源に留守家庭児童育成クラブを運営します。

運営主体との協定において、すべてのクラブの開設日数・時間の統一と拡充を行います。さらには施設整備の状況に応じて対象児童を 6 年生まで引き上げます。

・ **学校、保護者、地域との連携**

民間事業者が運営主体となるクラブにおいても、留守家庭児童育成クラブの運営は、家庭、地域との連携の下に児童の健全な育成を図ることが不可欠です。学校運営との連携や保護者、地域との連携を図るため「地域連携会」を開催し、民間事業者が地域との意見交換や交流を踏まえた運営を図ります。

・ **指導員**

これまでの留守家庭児童育成クラブで培ってきた取り組みを生かしつつ、研修等を通じて指導員のさらなる質の向上に努めます。

表 必要見込み量と確保方策

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(ア) 需要量	低学年	2,754	2,671	2,585	2,505	2,416
	高学年	1,260	1,221	1,183	1,145	1,108
	合計	4,014	3,892	3,768	3,650	3,524
(イ) 現在の供給量		2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
(ウ) 必要見込み量		▲ 1,027	▲ 905	▲ 781	▲ 663	▲ 537
(エ) 確保方策		1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
(オ) 差し引き		43	165	289	407	533

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(ア) 需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量  
 (イ) 供給量・・・平成 26 年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量  
 (ウ) 必要見込み量・・・(イ) - (ア) により算出される量。▲は不足を表している。  
 (エ) 確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量  
 (オ) 差し引き・・・(ウ) + (エ) により算出される量

小学校別の必要見込み量を掲載しました

表 小学校別 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）の必要見込み量と確保方策

中学校区	小学校区	(ア) 需要量			(イ) 現在の供給量	(ウ) 必要見込み量			(エ) 確保方策	(オ) 差し引き
		平成27年度	平成29年度	平成31年度		平成27年度	平成29年度	平成31年度	平成26・27年度	平成31年度
石切	石切	111	104	97	57	▲ 54	▲ 47	▲ 40	38	▲ 2
	石切東	111	104	98	47	▲ 64	▲ 57	▲ 51	55	4
孔舎衛	孔舎衛	99	92	86	55	▲ 44	▲ 37	▲ 31	38	7
	孔舎衛東	59	55	51	38	▲ 21	▲ 17	▲ 13	11	▲ 2
縄手	縄手	38	36	34	38	0	2	4	0	4
	上四条	31	29	28	38	7	9	10	0	10
枚岡	枚岡東	60	58	54	66	6	8	12	0	12
	枚岡西	82	77	72	94	12	17	22	0	22
縄手北	縄手北	41	38	36	38	▲ 3	0	2	0	2
	縄手東	42	40	36	38	▲ 4	▲ 2	2	0	2
池島	池島	57	54	50	76	19	22	26	0	26
縄手南	縄手南	115	108	101	86	▲ 29	▲ 22	▲ 15	24	9
盾津	成和	178	166	155	120	▲ 58	▲ 46	▲ 35	38	3
	弥栄	93	87	82	64	▲ 29	▲ 23	▲ 18	16	▲ 2
	鴻池東	87	82	76	38	▲ 49	▲ 44	▲ 38	38	0
盾津東	北宮	131	124	115	80	▲ 51	▲ 44	▲ 35	38	3
	加納	117	110	103	80	▲ 37	▲ 30	▲ 23	38	15
玉川	玉川	91	84	79	38	▲ 53	▲ 46	▲ 41	38	▲ 3
	岩田西	124	116	108	76	▲ 48	▲ 40	▲ 32	38	6
英田	英田北	164	153	144	124	▲ 40	▲ 29	▲ 20	38	18
	英田南	87	82	77	86	▲ 1	4	9	0	9
花園	花園	53	50	47	38	▲ 15	▲ 12	▲ 9	9	0
	玉串	100	95	88	98	▲ 2	3	10	0	10
	花園北	34	32	30	38	4	6	8	0	8
若江	玉美	65	61	57	50	▲ 15	▲ 11	▲ 7	38	31
	若江	116	108	102	76	▲ 40	▲ 32	▲ 26	38	12
楠根	楠根	122	115	107	68	▲ 54	▲ 47	▲ 39	38	▲ 1
	楠根東	97	92	84	90	▲ 7	▲ 2	6	0	6
長栄	長堂	50	46	44	38	▲ 12	▲ 8	▲ 6	26	20
	高井田東	90	84	78	38	▲ 52	▲ 46	▲ 40	53	13
新喜多	西堤	115	107	101	76	▲ 39	▲ 31	▲ 25	38	13
	藤戸	79	75	70	38	▲ 41	▲ 37	▲ 32	38	6
俊徳	荒川	51	47	42	39	▲ 12	▲ 8	▲ 3	38	35
意岐部	意岐部	86	82	75	47	▲ 39	▲ 35	▲ 28	38	10
高井田	森河内	103	97	91	53	▲ 50	▲ 44	▲ 38	38	0
	高井田西	45	43	40	38	▲ 7	▲ 5	▲ 2	11	9
小阪	小阪	74	70	66	38	▲ 36	▲ 32	▲ 28	38	10
	八戸の里	87	82	77	50	▲ 37	▲ 32	▲ 27	38	11
	八戸の里東	98	91	86	51	▲ 47	▲ 40	▲ 35	38	3
金岡	長瀬北	35	34	31	38	3	4	7	0	7
	長瀬東	25	24	22	38	13	14	16	0	16
太平寺	三ノ瀬	47	44	42	39	▲ 8	▲ 5	▲ 3	0	▲ 3
	太平寺	45	42	39	38	▲ 7	▲ 4	▲ 1	0	▲ 1
上小阪	菱屋西	46	43	40	40	▲ 6	▲ 3	0	38	38
	上小阪	68	64	60	76	8	12	16	0	16
	永和	23	22	21	38	15	16	17	0	17
長瀬	長瀬南	43	40	38	76	33	36	38	0	38
	大蓮	44	42	40	76	32	34	36	0	36
弥刀	弥刀	47	45	41	45	▲ 2	0	4	0	4
	弥刀東	63	58	55	66	3	8	11	0	11
柏田	長瀬西	78	72	69	38	▲ 40	▲ 34	▲ 31	38	7
	柏田	67	62	59	38	▲ 29	▲ 24	▲ 21	29	8
合計		4,014	3,768	3,524	2,987	▲ 1,027	▲ 781	▲ 537	1,070	533

- (ア) 需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量  
 (イ) 供給量・・・平成26年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量  
 (ウ) 必要見込み量・・・(イ) - (ア)により算出される量。▲は不足を表している。  
 (エ) 確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量  
 (オ) 差し引き・・・(ウ) + (エ)により算出される量



#### 東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 指導員については若い人も必要である。回覧で人材を募集するだけでなく、学童保育士のような資格者を募集するなど、色々工夫してほしい。
- 障害児についても、指導員の配置基準が必要ではないか。
- 社会の変化に対応するということで、たとえば日曜日に育成クラブを半日だけ開設するといった対応を考えてほしい。
- 土曜日は一律に早く仕事が終わらないので、午後5時ではなく、もう少し柔軟な対応をお願いしたい、
- 経理や会計管理については、市としてチェックするシステムを整備すべき。
- 親の立場からは、質の高いクラブを利用したいという思いがあるので、クラブの特色によって利用者が選択できればよいのでは。

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）【市域全体】

#### ① 事業概要等

##### 子育て短期支援事業（ショートステイ）

###### ●平成 26 年度現在

≪対象≫保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合

≪事業内容≫児童養護施設などにおいて児童を預かるもの

≪実施場所≫ 児童養護施設（6施設）

#### ② 施策展開の方向性（確保方策）

本市ではこれまで子育て短期支援事業（ショートステイ）の受け入れ体制の充実に努めてきました。しかしながら、平成 31 年度までの状況をみると、需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生すると推測できることから、関係事業者に働きかけを行うなどして受入枠の確保等により事業の拡充を図ります。

確保方策である 300 人日分の増加だけでは各年度の必要見込み量を直ちに充足できませんが、今後は受け入れ枠を拡充した上で、計画期間の中間年である平成 29 年度までに保護者の利用動向を注視し、さらなる受け入れ枠の確保の必要性を精査します。

表 必要見込み量 と確保方策

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1,644	1,604	1,579	1,555	1,531
現在の供給量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
必要見込み量	▲444	▲404	▲379	▲355	▲331
確保方策（人日）	300	300	300	300	300

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業【リージョン区】

##### ① 事業概要等

###### 地域子育て支援拠点事業

###### ●平成 26 年度現在

【子育て支援センター（旭町・鴻池・荒本・長瀬・楠根）】

《対象》就学前児童と保護者

《事業内容》公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施

《実施場所》5施設で実施

【つどいの広場】

《対象》就学前児童と保護者

《事業内容》主に乳幼児とその親が、いつでも気軽に参加できる交流の場を設置

《実施場所》16か所で実施

##### ② 施策展開の方向性（確保方策）

平成 26 年度現在、本市には子育て支援センターが 5 箇所あり、センターの設置されていない地域は A 地域と F 地域などとなっています。また地域子育て支援センターと同様に子育て家庭が交流する場としてつどいの広場があり、平成 26 年度現在で 16 箇所を展開しています。

地域子育て支援拠点事業の平成 31 年度までの状況をみると、市域全体では現在の供給量が需要量を上回っていますが、リージョン別の詳細をみると需要量が現在の供給量を上回っている地域があり、リージョン別の拠点の確保が課題となっています。

このような状況を踏まえて、今後は子育て支援センターの設置されていない地域では既存の社会資源の有効活用を図ることなどによって、地域の子育て支援の拠点機能の拡充を図ります。また、幼稚園や保育所（園）において既に取り組んでいる園庭開放等や、地域の自発的な子育てサークルなども視野に入れながら、市域全体での供給を展望していきます。

表 必要見込み量と確保方策

(単位：人回、箇所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量（人回）		77,233	75,268	74,412	73,548	72,660
現在の供給量（人回）		84,767	84,767	84,767	84,767	84,767
必要見込み量 （人回）	リージョン別の 不足分の合計	▲6,213	▲5,587	▲5,306	▲5,032	▲4,745
確保方策	実施箇所数	1	2	3	3	4
	人回	2,239	11,356	13,595	13,595	22,712

\* 必要見込み量は子育て支援センターが設置されていない地域の需要量を合計した数値です。市域全体の供給量から需要量を差し引いた数値ではありません。

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 リージョン別 必要見込み量

中学校区	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	3,896	6,433	4,813	▲ 1,620	3,798	6,267	4,813	▲ 1,454	3,754	6,194	4,813	▲ 1,381
孔舎衛	2,537				2,469				2,440			
縄手	1,536	13,529	21,916	8,387	1,501	13,195	21,916	8,721	1,486	13,043	21,916	8,873
枚岡	3,478				3,394				3,354			
縄手北	2,132				2,084				2,060			
池島	1,179				1,147				1,134			
縄手南	5,204				5,070				5,010			
盾津	8,051	12,946	13,258	312	7,854	12,622	13,258	636	7,763	12,475	13,258	783
盾津東	4,895				4,768				4,713			
玉川	4,543	14,150	15,630	1,480	4,429	13,794	15,630	1,836	4,377	13,633	15,630	1,997
英田	4,490				4,377				4,326			
花園	2,434				2,373				2,345			
若江	2,683				2,615				2,585			
楠根	3,025				3,025				10,330			
長栄	3,672	18,277	13,684	▲ 4,593	3,580	17,817	13,684	▲ 4,133	3,538	17,609	13,684	▲ 3,925
新喜多	2,941				2,867				2,834			
俊徳	1,256				1,224				1,210			
意岐部	4,102				3,998				3,952			
高井田	3,492				3,404				3,364			
小阪	2,815				2,744				2,712			
金岡	1,012				983				972			
太平寺	1,727	1,684	1,664									
上小阪	2,858	8,873	14,253	5,380	2,785	8,638	14,253	5,615	2,753	8,537	14,253	5,716
長瀬	1,489				1,449				1,432			
弥刀	1,310				1,272				1,258			
柏田	476				464				459			
合計	77,232				77,232				93,884			
リージョン合計				▲ 6,213				▲ 5,587				▲ 5,306
中学校区	平成30年度				平成31年度							
	需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量					
石切	3,710	6,123	4,813	▲ 1,310	3,665	6,048	4,813	▲ 1,235				
孔舎衛	2,412				2,383							
縄手	1,465	12,889	21,916	9,027	1,453	12,738	21,916	9,178				
枚岡	3,315				3,275							
縄手北	2,036				2,011				2,011			
池島	1,120				1,107				1,107			
縄手南	4,952				4,892				4,892			
盾津	7,673	12,331	13,258	927	7,580	12,181	13,258	1,077				
盾津東	4,658				4,601							
玉川	4,327	13,475	15,630	2,155	4,274	13,312	15,630	2,318				
英田	4,276				4,224							
花園	2,318				2,290							
若江	2,555				2,524							
楠根	2,886				2,886				10,330	7,444	2,851	2,851
長栄	3,497	17,406	13,684	▲ 3,722	3,455	17,194	13,684	▲ 3,510				
新喜多	2,801				2,767							
俊徳	1,196				1,182							
意岐部	3,906				3,858							
高井田	3,325				3,285							
小阪	2,681				2,648							
金岡	960				949							
太平寺	1,645	1,625										
上小阪	2,721	8,439	14,253	5,814	2,688	8,336	14,253	5,917				
長瀬	1,416				1,398							
弥刀	1,243				1,228							
柏田	453				448							
合計	73,548				73,548				93,884	20,336	72,660	72,660
リージョン合計				▲ 5,032				▲ 4,745				

表 リージョン別 必要見込み量と確保方策

(単位：人回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 地域	必要見込み量	▲1,620	▲1,454	▲1,381	▲1,310	▲1,235
	確保方策	2,239	2,239	2,239	2,239	11,356
D 地域	必要見込み量	—	—	—	—	—
	確保方策	—	—	2,239	2,239	2,239
F 地域	必要見込み量	▲4,593	▲4,133	▲3,925	▲3,722	▲3,510
	確保方策	—	9,117	9,117	9,117	9,117

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 リージョン別 地域子育て支援拠点事業の現状と今後の展開

(単位：箇所)

	現状		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	子育 ター ー支 援	広場 つど いの	子育 ター ー支 援	広場 つど いの	子育 ター ー支 援	広場 つど いの	子育 ター ー支 援	広場 つど いの	子育 ター ー支 援	広場 つど いの	子育 ター ー支 援	広場 つど いの
A 地域	0	2	0	3	0	3	0	3	0	3	1	3
B 地域	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
C 地域	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
D 地域	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
E 地域	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
F 地域	0	5	0	5	1	5	1	5	1	5	1	5
G 地域	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3

※ 平成 27 年度以降の展開は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

**一時預かり事業の掲載方法を大幅に改めました**

**(5) 一時預かり事業【市域全体】**

従来は預かり保育と一時預かりとは全く別の事業体系となっていました。新制度ではこの2つを合わせた総称が一時預かり事業となり、その中に幼稚園型と一般型（本市ではさらに就労型とリフレッシュ型に分ける。）として新たに位置づけられます。幼稚園型とは幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育のことです。一方、一般型では不定期で就労している親や在宅で保育を行っている場合を対象としています。

表 本市の一時預かり事業の概要

	幼稚園型	一般型	
		就労型	リフレッシュ型
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園・認定こども園の在園児</li> <li>●親の就労形態として共働きや専業主婦（夫）を想定</li> </ul> <p>(イラストが入ります)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅で保育を行っている就学前児童</li> <li>●親の就労形態としては共働きで不定期な就労を希望する場合を想定</li> </ul> <p>(イラストが入ります)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅で保育を行っている未就園児</li> <li>●買い物、通院、リフレッシュ等を目的</li> </ul> <p>(イラストが入ります)</p>

① 幼稚園型（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）

○ 事業概要等

**幼稚園型**

平成 26 年度現在：教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を実施。

新制度：幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられています。

◀実施場所▶各幼稚園・認定こども園

○ 施策展開の方向性（確保方策）

幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）については、全体として、平成 31 年度までの 5 年間は現状の供給水準を維持していきます。

表 必要見込み量

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
現在の供給量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
必要見込み量	0	0	0	0	0

\* 在園児対象の供給量は需要量と同じで計上するため必要見込み量には影響しません。

## ② 一般型（就労型・リフレッシュ型）

従来の一時預かり事業では実際の利用者数は近年減少傾向にありますが、需要量としては現在の供給量を上回る推計結果となっています。アンケート結果等から需要量と実績の乖離を分析すると利用のしにくさが見受けられます。

一時預かりの利用しにくさとしては、利用目的が就労・リフレッシュ・通院など多岐にわたるものの対応する事業形態がないことや、当事者の事前の申し込みの手間や、緊急時の体制確保の難しさ等が課題となっています。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が認められます。

このような状況を踏まえて、主に利用ニーズの高い就労目的・リフレッシュや通院目的の2種類に対応する事業形態を就労型とリフレッシュ型として創設し、目的に応じた利用促進を図ります。

また、利用手続きにおいても簡素化を図ります。

### ・ 利用時の手続きの簡素化について

初回に利用する際の事前登録は質の担保や体制確保の観点から子どもの状態を把握するために必要不可欠と考えます。しかしながら2回目以降は直接来所する方法だけでなく、電話・メール・ファックス等による手続きの簡素化によって利用を促進します。

### ・ 緊急時の対応について

保育士を適切に配置できるように体制を整える必要があることから、利用日の一定期間前に申込み、従前からの方法を継続していきます。ただし、2回目以降の利用については手続きの簡素化によって対応を図ることとします。

### ・ 利用に関する情報提供の充実

事前登録の方法や利用申込書の様式、当日の持参物等の利用手続きに必要な情報についてこれまで以上に詳細な内容を市ウェブサイトや市政だより等によって発信していきます。

### ・ 必要見込み量の確保について

既存施設での受け入れ枠の拡充や公共施設等の空きスペース等での実施について検討します。必要見込み量を確保できるように公共施設の空きスペース等の活用等に努めます。



表 一般型の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	2号認定による定期的な利用(人日)	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172
	上記以外(預かり保育と2号認定による定期的な利用以外)(人日)	72,695	70,882	69,968	69,073	68,156
現在の供給量(上記以外のみ)(人日)		18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
必要見込み量	人日	▲53,977	▲52,164	▲51,520	▲50,355	▲49,438
	人*	▲374	▲362	▲355	▲349	▲343
確保方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)(人日)	14,544	27,216	39,168	49,680	59,760
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

\* 2号認定は教育・保育施設で計上するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。一般型の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

表 一般型の確保方策の内訳

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子育て支援センター		1,440	1,440	1,440	2,880
公立幼稚園	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
認定こども園	2,880	7,200	7,200	7,200	7,200
民間保育園	4,320	8,640	14,400	20,160	25,920
公立認定こども園			2,880	4,320	5,760
リフレッシュ型	2,304	4,176	6,048	7,920	7,920
民間幼稚園	720	1,440	2,880	4,320	5,760
合計	14,544	27,216	39,168	49,680	59,760

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

②-1 就労型

○ 事業概要等

就労型

新制度：主に就労しているが保育所に入所できない場合や不規則の就労に対応。実施主体や施設基準は従来の一時預かり事業と同様に既存の保育所や今後拡充する認定こども園などで受け入れを行います。

《実施場所》各保育所（園）・認定こども園

②-2 リフレッシュ型（新規）

○ 事業概要等

リフレッシュ型

新制度：主に在宅で子育てされている方でリフレッシュや通院など一時的な預かりに対応。実施基準は従来の一時預かり事業と別に本市独自の新たな基準を設け、施設設備や配置基準等を緩和した基準を設定することにより、保育所以外に民間企業や大学など様々な拠点で実施できるよう拡充を図っていきます。

・職員の確保について

保育の適切な実施体制を確保するために、保育士による対応とともに子育て支援員（仮称）<sup>⑤</sup>の導入による体制を検討していきます。

東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 一時預かりを在宅の子育てしている親子がもっと気軽に預けられるようにすべき。（1週間に1・2回程度、短時間預けられるシステム）
- 在宅の保護者が日ごろ通っている「つどいの広場」等であれば安心して預けられるのでは。一時預かりを体験してみたい。
- 保育園における一時預かりの実態としては、利用料金が高いことにより利用を諦める方が多いので、もう少し利用しやすい価格にした方が良いのではないかと。
- 子育て支援員について、キャリアアップにつなげる人も出てくるのではないかと。結果として、保育士不足の解消にもつながるのではないかと。たとえば支援員と専門職が協働する仕組みをつくるなど、どのように配置するかというアセスメントをしっかりと考える必要がある。
- 実施場所の拡大は有効だと考えるが、事業実施主体の特性ややり方を尊重すべき（例：幼稚園での0歳児預かりやつどいの広場での預かりにおける体制）。
- 施設を作るのではなく、出かける先で託児コーナーなどを造ればよいのでは。地域におけるつながりの維持にも役立つのでは。

<sup>⑤</sup> 「子育て支援員（仮称）」制度とは、子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）において、幼稚園・保育園だけでなく地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、支援の担い手となっていただけるよう、必要な研修を提供し人材を養成することを目的としたものです。省令等において各種事業に配置されることとなっている職員に対して研修を提供し、当該職員の質の向上を目的としたものです。

## (6) 病児保育事業【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 病児保育事業

《対象》児童が発熱等の急な病気となった場合

《事業内容》保育所・認定こども園・病院・診療所等において一時的に保育を行います。

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

平成 31 年度までの状況をみると、需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生しています。そもそも量が不足しているという視点以外でアンケート結果等から必要見込み量の発生要因を分析すると、事前予約の手間の煩雑さや通常の保育環境と異なる場所で実施されている場合の子育て家庭の不安感や、料金の問題などによって利用を控えている場合などが見受けられます。

今後は、量の不足を解消し受け入れ枠を拡充していくために、既存の実施施設での拡充だけでなく、幅広い事業者に働きかけて実施体制の確保に努めます。

実施場所・申込方法・事前準備等については市ウェブサイトに掲載していますが、より身近な情報を必要とされている方への確に届く仕組みを検討します。

また安全に保育を実施するためには事前の準備が必要であると考えていますが、2回目以降の利用については保護者の負担が軽減できるような仕組みを検討します。

表 必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量 (人日)		25,232	24,614	24,239	23,868	23,490
現在の供給量 (人日)		4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
必要見込み量	人日	▲14,629	▲14,165	▲13,883	▲13,604	▲13,320
	人*	▲60	▲59	▲57	▲57	▲56
確保 方策	病児保育事業 (人日)	960	3,360	3,360	3,360	3,360
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) (人日)	0	0	0	0	0

\* 1人当たり週5日程度の利用を想定しています。

※ 確保方策では必要見込み量を充足できてはいませんが、現状を踏まえて今後の保護者の利用実態を見ながら平成 29 年度に改めて見直しを行います。

※ 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）【市域全体】

① 事業概要等

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

《事業内容》主に児童の預かりや送迎・育児のリフレッシュなどにつき、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方（援助会員）へつなぐ相互援助ネットワークとして組織されています。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では依頼会員数は概ね増加傾向にあるものの援助会員数は減少しています。このままでは需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生し続けることとなります。また需要量に表れているように潜在的なニーズがありながら実績として依頼会員数が急激には増えていない状況について、アンケート結果等からは安全性への不安や地域間の援助会員数の偏り、利用方法の認知の課題などが見受けられます。

このような状況を受けて、今後は、援助を必要とする人が市内のどの地域でも援助者を見つけられるよう、会員数の増加を目指します。具体的には援助会員数の確保を図るために、募集方法や研修体制、募集の周知方法等について充実を図ります。また、子育て家庭にとってより身近な地域で依頼・援助活動が行えるように、双方のニーズを丁寧に繋ぐ仕組みづくりに努めます。また体制の確保といった視点からは子育て支援員（仮称）の導入を検討します。

表 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）の現状

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員	295	291	301	323
援助会員	182	175	158	148
両方会員	61	59	57	62

表 必要見込み量と確保方策

（単位：人日）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	低学年	8,273	8,013	7,757	7,501	7,244
	高学年	4,574	4,440	4,308	4,175	4,042
現在の供給量		14,208	14,208	14,208	14,208	14,208
必要見込み量		1,361	1,755	2,143	2,532	2,922

#### 東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- ファミリー・サポート・センター事業について、実際に会員をやっているが依頼が少ないと感じた。また、援助会員の募集にあたって、年配の方・子育てを一段落された方、団塊世代などに声をかける方がいいのではないか。
- 子育て中のお母さんたちをサポートする仕事が在宅でできたらよいのでは。保育士の免許がなくても子育てをサポートできる仕事があれば良い。

## (8) 乳幼児家庭全戸訪問事業【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 乳幼児家庭全戸訪問事業

平成 26 年度現在：【こんにちは赤ちゃん事業】

≪対象≫生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

≪事業内容≫各家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

乳幼児家庭全戸訪問事業は生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として各家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や置かれている養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスへつなげるものです。現状では生後1か月目から2か月目にかけて早期からの訪問を開始し、なかなか連絡がとれない家庭に対しても、何らかの形で4か月児健診までの間に把握ができるように努め、状況の確認ができてきました。

今後の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の支援体制を維持しながら、より一層の情報提供や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭の養育環境等の全数把握に努めます。

表 必要見込み量

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
供給量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
必要見込み量	0	0	0	0	0

## (9) 養育支援訪問事業【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 養育支援訪問事業

《対象》養育支援が特に必要な家庭

《事業内容》家庭訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では様々な要因で育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業を実施しています。

養育支援訪問事業の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の支援体制を維持し、より一層、養育環境等の把握に努めるとともに、他のサービスと連携しながらきめ細やかな支援を展開していきます。

表 必要見込み量

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50
必要見込み量	0	0	0	0	0

## (10) 妊婦健診【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 妊婦健診

《対象》妊婦

《事業内容》市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行います。妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施します。

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では、保健センター等を中心として妊娠前から出産前後までの一貫した支援に努めてきました。また妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、妊婦健診等の公費負担を実施しています。

妊婦健診の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の供給水準を維持し、受診率の向上に向けた啓発活動等を実施していきます。

表 必要見込み量

(単位：人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
供給量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
必要見込み量	0	0	0	0	0



## (11) 利用者支援事業【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 利用者支援事業

《事業内容》子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では市ウェブサイト、子育てメールマガジン、子育て情報のパンフレット、子育てマップなどの媒体での展開や、幼稚園や保育所（園）、子育て支援センター、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などで、子育て家庭の必要とする情報を提供してきました。数ある情報をいかに市民の希望に添って提供していくか、が今後の課題となっています。

また、子ども・子育て支援新制度では多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であるとの考えから、各種サービスに関する相談・助言等や関係機関との連絡調整等を担保するものとして利用者支援事業が創設されています。

本市ではこのような状況を踏まえて教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報集約を行うとともに、利用者支援事業によって各福祉事務所に専門の支援員（子育てサポーター）を配置し、相談支援を充実します。また、市民の見守り機能として子育て応援団事業を創設し、利用者支援事業や各種相談の機関との連絡調整等に努めることで、地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へとつなげる体制を強化します。

表 必要見込み量と確保方策

（単位：拠点数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3	5	7	7	7
供給量	3	3	3	3	3
必要見込み量	0	▲2	▲4	▲4	▲4
確保方策	0	2	4	4	4

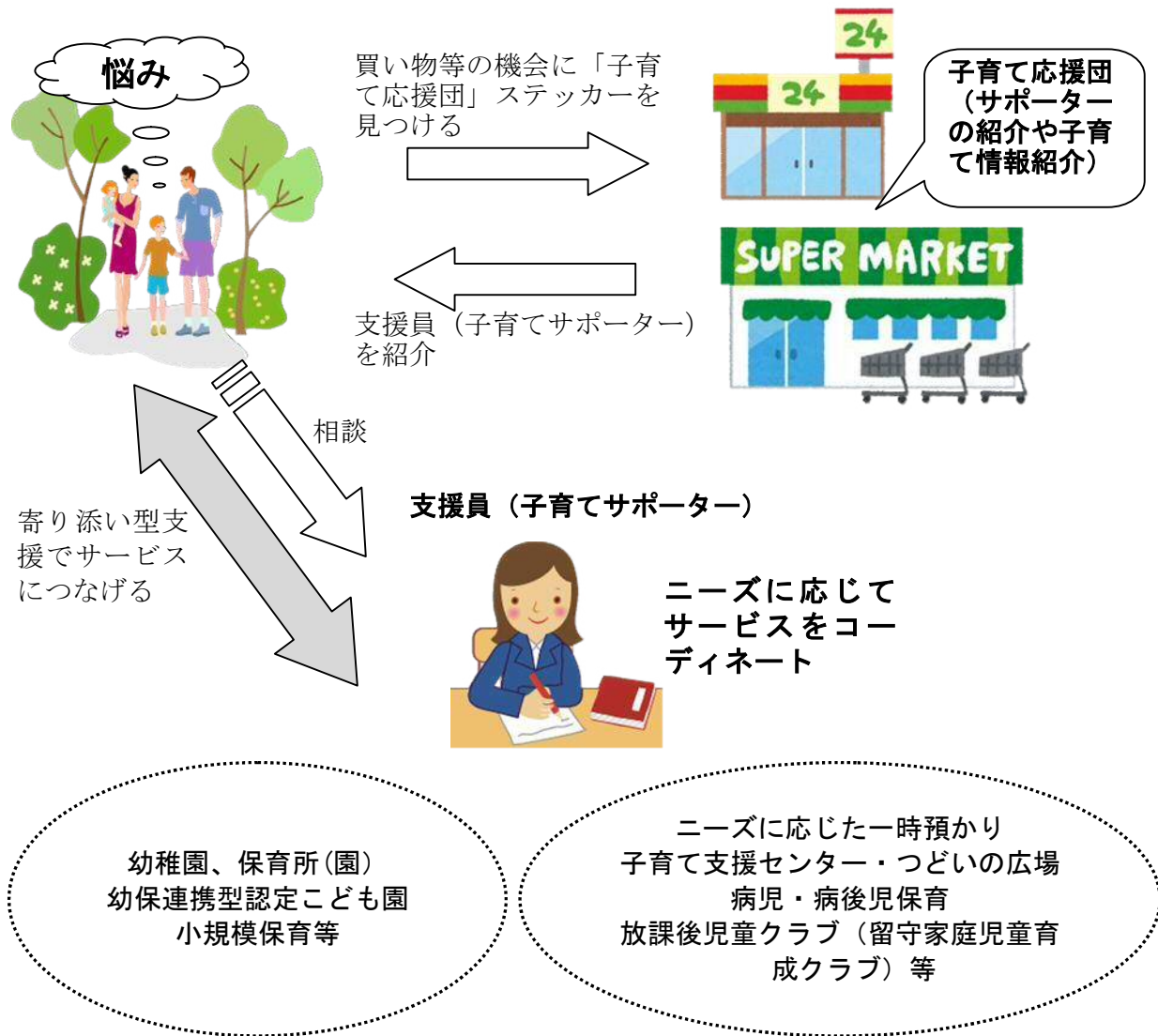
※ 平成 29 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

#### 東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

○子育ての状況を見極める人材が必要だと思う。支援員募集の際には質を重視して事業展開してほしい。

子育てサポーターのイメージを掲載しました

図 利用者支援事業等の展開



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が負担する日用品、文具等、その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等に対して助成する事業で、新制度において新たに位置づけられる事業です。

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では各種の利用者負担の軽減措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、今後、新たな制度を運用する中で適切に検討することとします。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で、新制度において新たに位置づけられる事業です。

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では就学前児童の学校教育・保育や地域子ども子育て支援事業に関する事業者の連携によって各種の子育て支援サービスの充実を目指します。このことから、今後の事業者の参入動向を踏まえながら、参画を促す事業のあり方を適切に検討することとします。

## (14) 夜間保育事業【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 夜間保育事業

平成 26 年度現在：夜間においておおよそ午後 10 時までの間に保育を行うこと  
新制度：公定価格の基本額ではなく、加算額によって対応することが見込まれています。  
《実施場所》保育所（園）

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

アンケート調査の結果から、夜間保育事業をみると、平成 26 年度現在の延長保育事業（11 時間の開所時間を超えて保育を実施）に加えて、その時間以上の夜間の時間帯のニーズが認められます。

本市の夜間保育事業は平成 26 年度現在で市内 1 箇所において開設されています。しかしながら実際の申込みはなく、通常保育の待機児童の解消として、その受け入れ枠を活用しています。事業の本格的な実施にあたっては受け入れ施設における体制の確保が必要となっています。

夜間保育事業と類似する時間帯は地域子育て支援事業の延長保育事業の範囲でも対応しますが、延長保育事業の時間を超える部分については国から示される加算事業のあり方の動向を注視しながら、事業者と協議を重ねていくこととします。

## (15) 早朝の時間帯における保育【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 早朝の時間帯における保育

平成 26 年度現在：各保育所にて 11 時間の開所を実施している（おおむね、7 時・7 時 30 分より預かりを行っています）。  
新制度：公定価格の基本額ではなく、加算額によって対応することが見込まれています。  
《実施場所》保育所（園）

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

アンケート調査の結果から、早朝の時間帯における保育をみると、平成 26 年度現在の延長保育事業（11 時間の開所時間を超えて保育を実施）に加えて、その時間以上の早朝の時間帯への対応が求められています。

早朝保育を実施するには受け入れ施設における体制の確保が必要です。また保育士の配置基準等があることから体制の調整や保育士の確保が課題となります。

今後は保護者のニーズの動向を注視しながら、事業者とともに事業の在り方を検討します。

## (16) 休日保育事業【市域全体】

### ① 事業概要等

#### 休日保育事業

平成 26 年度現在：日曜日、国民の祝日等においても保育が必要な乳幼児において保育を実施しています。

新制度：公定価格の基本額ではなく、加算額によって対応することが見込まれています。

≪実施場所≫各保育所（園）（※平成 26 年度現在、本市では事業実施は行っていません。）

### ② 施策展開の方向性（確保方策）

近年、社会情勢の変化や雇用環境の多様化によって、休日保育事業への対応が求められています。本市では東大阪市次世代育成支援行動計画において休日保育事業の実施を目標にしていましたが、この 5 年間に事業者の参入はなく実施には至りませんでした。

このため、事業の実施にあたっては、事業所への働きかけによって受け入れ施設における体制の確保が必要となっています。今後は国から示される加算事業のあり方の動向を注視しながら、事業者と協議を重ねていくこととします。

#### 東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

○休日・祝日などの対応を考えていただけるのはありがたいのですが、さらに、年末・年始も含めて考えていただければと思う。

○我々の業界では土日、祝日は出勤して当たり前ということがある。雇用形態の多様化によって休日保育の必要性が高まっている。

## 5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進においては、市民のニーズを最優先に鑑みて、各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題も踏まえながら、教育・保育機能の充実といった視点から取り組んでいきます。特に幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であり、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

### (1) 認定こども園について

#### ① 子ども・子育て支援新制度における認定こども園について

子ども・子育て支援新制度の認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。幼稚園、保育所（園）においてこれまで蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があり、新制度による給付対象施設となるためには、施設・事業者からの申請に基づき、市が対象施設の確認を行うこととなります。

なかでも幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て関連3法による新制度の基で「学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ単一の施設」となり、許可、指導監督、財政措置の一本化が図られ、これまでの認定こども園よりも導入しやすくなっています。このような制度改正の内容を踏まえ、また市民のニーズにも応える形で幼保連携型認定こども園の普及に取り組めます。

#### ② 必要見込み量に対する確保方策について

0歳～2歳児の3号及び、2号の中で学校教育の利用希望が強い場合の必要見込み量に応える方策として、幼保連携型認定こども園の普及に取り組むこととします。具体的な数値は前述（●ページ参照）の通りです。整備にあたっては身近な地域で教育・保育を受けることができるように、7リージョンを基準として供給体制の確保を図ります。

幼保連携型認定こども園への移行については、民間活力による幼保連携型認定こども園の供給を優先し、その上でなお供給量の不足が見込まれる場合には、公立による幼保連携型認定こども園の確保を検討します。

また、3歳～5歳児の内、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量に対しては、現在の幼稚園の定員の内、認定こども園へと移行する施設によって、その供給量の確保を目指します。

### ③ 東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例における本市独自の視点

本市では平成 26 年度に東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を定めました。条例を定めるにあたっては、幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐことや、幼稚園・保育所いずれかのみに適用がある事項は、学校・児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐこと、認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を検討することなどに配慮しました。この基準では国が示した従うべき項目を基本としながらも、参酌すべき内容等については次のような市としての独自性を設けています。

#### ●食事提供方法の特例

新設の認定こども園については国の原則通り自園調理としますが、既存施設からの移行についてはその移行を推進するために、満三歳以上の園児に対する食事の提供についてのみ経過措置を設けて、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことを可としています。

#### ●満一歳以上満二歳未満の園児への職員配置の独自基準の設定

満一歳以上満二歳未満の園児への職員配置については国の基準である「おおむね 6 人につき 1 人」という考え方を鑑み、本市では「おおむね 5 人につき 1 人」という基準としました。職員配置については乳児期の安全確保の観点から、国基準よりも職員数を多く配置させることとします。

#### 東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

- 調理や食事を生活の一部として子どもに見せる、という観点を重視する必要がある。
- 認定こども園に関連して幼稚園でも保育所でも、連続した保育ということが大切ではないかと思う。

## (2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上

～教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有～

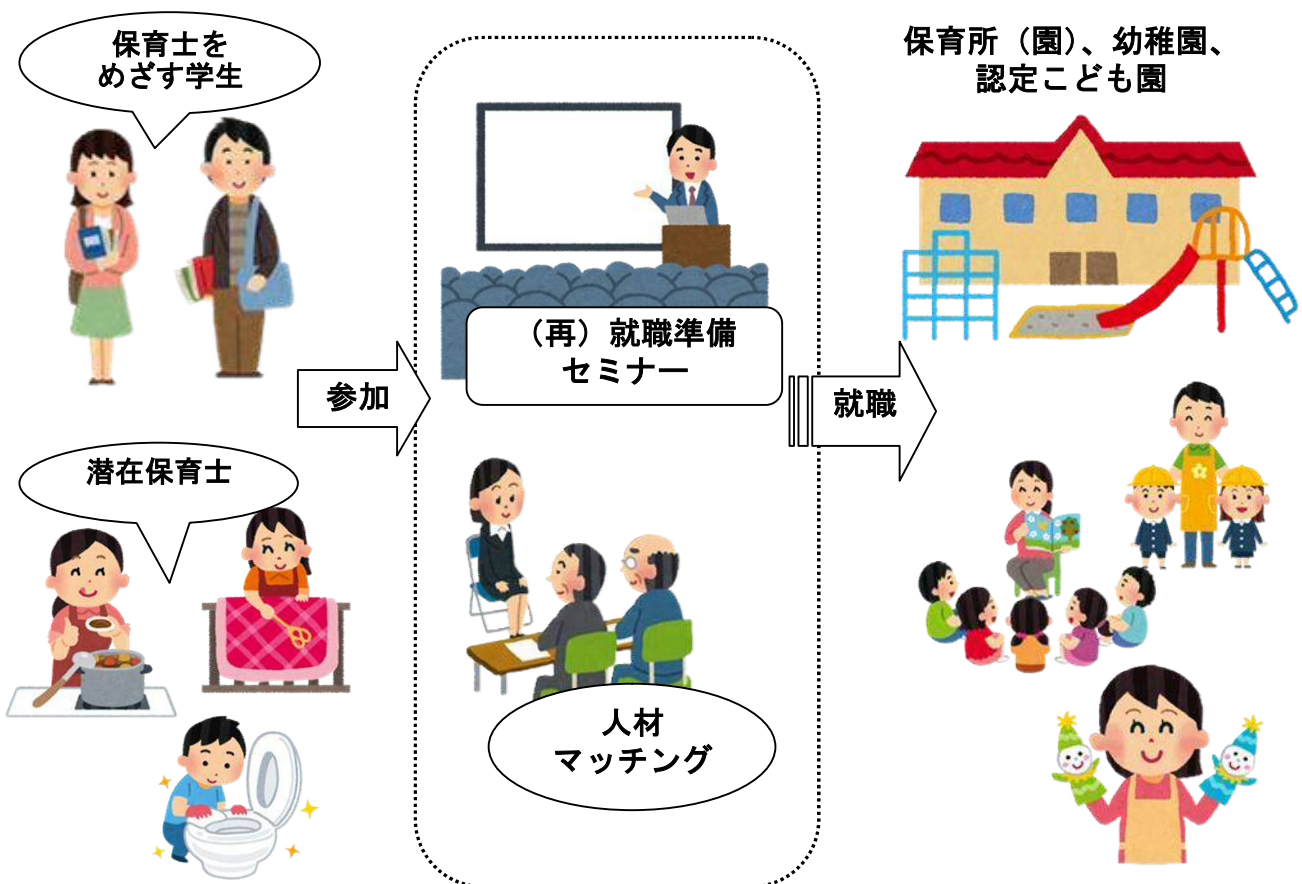
学校教育・保育の一体的な提供の推進にむけて、幼稚園、保育所（園）で培ってきた知識・技能の相互理解と共有を図ります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられることから、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有などを図って、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

具体的には幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流を図ります。

また、各種サービスを具現化するための幼稚園、保育所（園）の資格保有者の発掘や人材の確保、公立・私立の保育士と幼稚園教諭との新たな交流の場の創出に向けて、「公私・幼保合同講演会・人材マッチング事業」等を実施します。

さらに、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、放課後児童健全育成事業の供給量の拡大に向けて、子育て支援員（仮称）の導入による体制の確保を検討していきます。

図 マンパワーの発掘（潜在保育士マッチング事業）





### (3) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校等の連携

学びのトライアル事業などを通して継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ります。

また子育て支援センター・公立保育所による子育て支援地域連携会議等では地域内の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、関係者の相互理解に努めます。

さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めていきます。

#### 東大阪市子ども・子育て会議等の委員のご意見紹介

○子育て支援を就学前で終わらせないシステムが必要（小学校に行くまでの子どもの状況を把握し小学校へ引き継ぐシステム）。

## 6. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）

ここからは第3章の「2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について」の中に示した問題に対して、教育・保育の個別の事業だけでは対応方策を描ききれない、網羅的な重要施策について、その内容をまとめて表記することとします。また国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中で市町村計画の任意事項とされている視点についても併せて掲載しています。

### （1）地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実

本市では子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所（園）の園庭開放等）の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施などを通じて地域の子育て支援のネットワークを拡充してきましたが、社会情勢の変化の中で、子育て家庭の孤立化・負担感が高まり、なかでも未就園児の家庭など在宅で子育てをしている場合には少子化・核家族化などの影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が顕著に見受けられます。このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消を含めて、親の子育て力を支えるために、子育て家庭が子どもの成長を喜び、安心してその楽しさを実感できるような支援が必要です。方法としてはこれまでのように身近な場所に保護者が出向くような取組だけではなく、支援する側が働きかけるような子育て家庭に寄り添う支援を充実します。

#### ① 身近な場所での情報提供・相談機能の充実

子育て家庭に身近に必要な情報を適切に提供するために、市政だよりや市ウェブサイト、子育てメールマガジン、子育て情報のパンフレット等による情報の充実を図るとともに、数ある情報の中で子育て家庭が必要な情報を必要な時に見つけやすくなるような仕組みづくりを検討します。

相談に関しては随時、福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園等で子育て等に関する相談を受ける一方で、相談の場や機会の充実を図ります。

地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へとつなげていく新たな機能としては、利用者支援事業と地域子育て応援団事業を創設します。利用者支援事業の支援員はアセスメントによって、対象となる子育て家庭に必要な支援や情報を調査し関係機関へと繋げる役割を担います。地域子育て応援団事業では子育て家庭の孤立を防ぐために、市内商店街、スーパー、コンビニ、大学等に協力会員になってもらい、地域全体で子育て家庭をサポートする仕組みを構築します。

**貧困に関する事項も踏まえ掲載をしました。**

## ② アウトリーチ（訪問）型の支援の充実

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、地域で孤立しがちな家庭が公的な支援や地域での取り組みとつながり、必要な子育て支援を上手く活用できるように、職員への事前研修などを前提として家庭支援推進保育所事業、新生児家庭訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援家庭訪問事業、保健センター保健師による家庭訪問事業など、出前型の相談サービスを充実します。

また公のサービスだけでなく地域で子育て家庭を見守る支援を充実します。前述の利用者支援事業と地域子育て応援団事業の創設などをはじめとして、育児に不安のある方に地域の中で寄り添う支援を強化します。企業や市民団体、行政などまちの中で子育てを応援する人たちを増やし、子育て支援を必要とする人が孤立することなく安心して生活できるように、市民による声かけや見守り活動、交流などを通じた地域による子育て支援を促進します。

## (2) 児童虐待防止対策の充実

東大阪市要保護児童対策地域協議会などを活用し子育てに困難を抱える家庭の早期発見や、子どもの虐待の発生を未然に防ぐとともに、集団支援や保育所（園）入所などによる早期対応に努めます。また虐待を防止、発見、対応していくためには保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、子どもを守るネットワークの充実に努めます。

### ① 発生予防、早期発見、早期支援等の充実

虐待の発生の予防では、母子健康手帳発行時点から、産後の育児支援を見据えて、妊娠期における不安や妊婦の健康相談を保健機関（保健センター）が担っています。出産後は「新生児家庭訪問指導事業」「こんにちは赤ちゃん事業」などから子育ての困難な家庭を早期に把握し、ティーンズママの会や、マザーサポート教室、ふたごの教室、子育て支援センター等の利用に繋がったり、特に個別での細やかな支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等など速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、乳幼児健康診査後の保健師によるフォローとしての家庭訪問事業や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。また、乳幼児健康診査等で把握できなかった児童に対しては民生・児童委員による訪問事業「児童虐待発生予防システム構築事業」など、アウトリーチ型事業を充実させる事によって、早期に現状を把握し、子育てに困難を抱える家庭の見守りの視点からは虐待を受ける恐れのある児童などの保育所（園）への入所の充実や要保護児童等集団支援事業による経過観察等を実施します。

### ② 子どもを守るネットワークの充実

子どもを守るネットワーク機能の強化については、要保護児童対策地域協議会を中心として保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関が日頃から緊密な連携を図るとともに、民生委員・児童委員の活用をはじめとする地域の協力を求めています。

児童虐待の発見から対応までを迅速かつ組織的に行うための体制づくりと、各相談担当職員の専門性の向上、被虐待児及びその保護者へのケアのための支援プログラムを実施します。

### (3) 障害児施策等の充実

障害児支援において、日常生活での発達状況の気づき、あるいは障害が「気になる」時点での相談支援の場の確保が重要です。本市では引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携の中で、早期発見・療育・生活支援の一貫した支援体制の充実を図ります。

とりわけ、療育の支援では、療育センターの機能の拡充を進めるとともに、配慮が必要な児童への対応について保育所（園）や幼稚園、子育て支援センターが培ってきたノウハウを地域で共有し活用する取り組みを検討します。

#### ① 早期発見・対応の推進

障害の原因となる疾病及び障害の早期発見に向けて、引き続き乳幼児健診、各種機関への相談、保育所（園）・学校等における気づきや把握に努めます。本市ではこのような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めることとします。

また、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、1歳6か月児健診後、関係機関の連携のもとで、親子通所によるすこやか教室や、こぼと園などの児童発達支援事業、児童発達支援センターなどで早期療育を推進していきます。その他、民間の障害児通所支援事業所による児童発達支援・放課後等デイサービス事業を展開していきます。

早期療育の中心的な基盤としては、療育センターがあり、児者の一貫した支援も含めた機能再編を検討していきます。

#### ② 地域における障害児の子育て支援の推進

保育所（園）では保育所体験特別事業による体験や、発達に支援が必要な児童の円滑な入所を図ります。また地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターや福祉事務所等でも障害の「気になる」時点での早期対応を推進します。

特別な支援が必要な児童への対応については専門的な知識や配慮が求められることから、保育上の指導、助言を行う保育所巡回指導訓練業務や、保育所（園）への巡回相談事業による保護者に対するフォロー、保育担当者等、関係機関の職員を対象とした研修などを充実していきます。

さらに「東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会」での活動などもふまえて、従来の療育支援の範囲に留まらない発達支援の観点から、保健・福祉・医療・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化と療育システムの充実に努めます。

#### ③ 特別支援教育の推進

障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶインクルーシブ教育を推進しながら、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校・園における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上等により、特別支援教育のさらなる充実に努めます。教育上必要な支援について本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が適切な連携と協力のもとで推進することが求められています。

#### ④ 発達障害児の支援

府下でも比較的早く発達障害児の支援に取り組んできた本市としては、東大阪市自立支援協議会での動きなどを踏まえながら、発達支援に関するサービスの確保を引き続き検討していきます。発達障害者の相談支援については新拠点施設の基本構想にも組み込まれており、市域における相談体制の連携、システム化の構築について検討していきます。

#### ⑤ 生活支援に関する障害福祉計画との連携

障害児の支援に関しては、教育、保育、障害福祉の関係機関が連携を図りながら、障害者総合支援法に基づく東大阪市障害福祉計画を踏まえて、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。

#### (4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が産前・産後休業及び育児休業明けに、希望に応じて円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して様々な機関を通じて相談・情報提供するとともに、特に低年齢児への対応に配慮しながら計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の推進に努めます。

育児休業期間満了時（原則1歳到達時、3歳での適用も考慮）から特定教育・保育施設等の利用を希望する場合、いつでも受け入れる体制を強化するとともに、質の高い保育の提供を推進します。また子ども・子育て支援新制度のもとで入所者の新たな選考基準を確実に運用し、必要な時期に必要な教育・保育を受けられる体制づくりに努めます。

#### (5) ひとり親家庭等の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭等が増加傾向にあります。児童の養育にあたってひとり親家庭の保護者の多くが仕事と子育ての両方を担っており、そのために仕事、住居、子育ての面で精神的にも肉体的にも様々な困難に直面している場合があります。

本市ではひとり親家庭等の自立支援については、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」等の定めるところにより、就業の支援、子育てや生活面の支援、養育費確保の促進、経済的な支援、相談機能や情報提供の充実、母子寡婦福祉団体等との連携強化などを柱として総合的な自立支援を推進します。

#### (6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。これは、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させるために実施されたもので、2つのテーマ「職場ぐるみで子育てサポート!」「仕事と子育てを両立できる職場を目指そう!」が掲げられています。

そのため、仕事と家庭の両立が可能で、各々の生活に応じた多様な働き方ができる社会の実現が求められています。仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）において、労使を始め市民が積極的に取り組むこと、国や市が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本市では育児休業・介護休業の取得促進や子育てがしやすい就労環境の改善について事業主などへの啓発を推進するとともに、男女共同参画の視点から多様な働き方に配慮した、仕事と子育ての両立のための子育て支援を展開します。





## 第5章 計画の推進に向けて

---

## 1. 推進体制の整備

### (1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたって質の高い就学前児童の学校教育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な支援施策の実行を含め庁内組織の横断的かつ密接な連携を図ります。具体的には東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置して庁内の連携を図り計画を推進しています。

また本計画に関連して、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るため東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームを設置しています。

### (2) 関係機関等との連携

就学前児童の質の高い学校教育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けて、喫緊の課題として計画的な基盤整備が必要です。そのためには行政だけでなく教育・保育施設の実施主体等とも相互に連携し、協働しながら取り組みを進めていきます。また本計画の推進にあたって地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、小規模保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施主体等の相互連携が不可欠であり、良好な関係性が構築できるように支援に努めます。

## 2. 計画の進捗状況の点検・評価

計画の進捗状況を把握し、進行管理を計画的に行っていくことが重要です。本計画は法定計画として、計画の進捗状況を毎年度に点検・評価する必要があります。また本計画の上位計画である東大阪市次世代育成支援行動計画の進捗状況や施策の動向に合わせて本計画の指標や確保方策の見直しを図る必要があります。

東大阪市子ども・子育て会議では、各年度における子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等について点検、評価します。そして、この結果を情報公開するとともに、結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。本計画には利用者の視点に立った指標（各事業の確保方策の量）を設定していますので、評価にあたっては、この指標を用いた個別事業の進捗状況（アウトプット）の点検を行います。加えてこれらの個別事業の進捗状況を基に、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。

具体的には、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会と東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームにおいて、各事業における毎年の実施状況の情報を取りまとめます。その上で東大阪市子ども・子育て会議において、指標に基づいた進捗・達成状況と計画全体の成果の点検・評価を実施するとともに、以降の計画推進における課題の抽出、次に重点的に取り組むべき事項の検討などを行います。あわせて、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会との意見交換も行います。

また、計画の進捗状況の公表内容や各事業実施状況の点検結果などは、市ウェブサイトへの掲

載や、そのほか市民にわかりやすい形を検討し、情報公開を進めます。

なお本計画で計画期間の中間年为目标に就学前児童の学校教育・保育の確保を図る観点から、平成29年度には子ども・子育て会議等を活用して計画の見直しを行います。

### 3. 計画の周知

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を公表するとともに、市役所や保育所（園）、幼稚園、学校などの各種の集い、各種健診などの機会を通じたPRを行います。

また、広報誌や市ウェブサイト、子育てメールマガジン、ケーブルテレビ等による情報発信を行うとともに、民生・児童委員や自治会、地域教育協議会、校区福祉委員会、ボランティア、子育てサークル、子ども会などの地域活動等と連携したきめ細かいPR活動に努めます。



# 子ども・子育て支援事業計画骨子案に対する意見および主な対応

資料1-2  
第16回子ども・子育て会議

No	日付	項目	意見	素案への対応
1	5月21日	教育・学びに関する基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の計画では「教育・保育」について考えていくので、基本理念には「教育」や「学び」というキーワードを入れながら、育ちにつなげていくような理念が必要ではないか</li> <li>・就学前の教育、就学後の放課後の学びについて考え方を掲載しなくてよいのか。</li> <li>・この計画には子育て支援はずいぶん盛り込まれているが、教育的の面が弱い</li> <li>・従前の保育と教育に分かれていたところから、教育・保育を一体的にという幼保連携や子ども・子育て支援事業の仕組みができるのだから、改めて教育委員会も含めて就学前の「教育」「学び」といった視点を基本理念の中でもう少し描いて欲しい</li> </ul>	ご意見をもとに第2章2および第2章3(1)に教育に関する文章を追加しました(8ページ、9ページ)
2	5月21日	障害児および要保護・要支援児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者計画と共通なところもこの計画に掲載する必要がある</li> <li>・理念のところだけではなく、「現状と課題」に関するところにも具体的に示すべき</li> <li>・障害の早期発見や予防について母子保健事業の中でかなり取り組んでいるので、その辺りをもっと盛り込んではいかがか</li> <li>・要保護・要支援についてはもう少し具体的に相談の件数、支援体制、今回の仕組みの中で子育て支援事業の中でどのように変わるかを記載してほしい</li> <li>・虐待の相談件数も文章中にはあるが、対応施策などを今回の計画によく見えるような形で掲載したほうがよい</li> </ul>	ご意見をもとに第3章2(5)の要保護・要支援児童についてを修正しました(32ページ、33ページ)
3	5月21日	情報提供に関して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は様々な事業に取り組んでいるが、それが実際の保護者に届いていないというか、情報提供の部分をどうするかということがある</li> <li>・どのように市民に届いていくのか、在宅支援や情報提供の仕組みづくりの現状が書かれているとよい</li> </ul>	ご意見をもとに第3章2(8)子育て支援の情報提供についての項目を追加しました(36ページ)
4	5月21日	戦略的な理念設定の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な視点に「子どもの権利条約」でも示されている「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という文章がある。保護者が子育ての責任を有するということはとても大事なことから、行政としては何がどのようにできるのかといった事を描く必要があるのではないか。</li> <li>・今回の新制度の大きなポイントとして都市部での待機児童の解消があり、それだけではなく、3歳以上の子ども達に障害の有無や家庭の事情に関わらず、教育・保育を保障しようということがある。発達を保障できる環境を整備しようというもので、市では特に0～2歳の待機児童解消と在宅での子育てに寄り添う支援をどうするかということが車の両輪のようにある</li> <li>・今回(新制度及び計画)の取り組みは待機児童対策の施設整備だけではなく、市でも0～2歳の8割が在宅なので、その在宅での子育て支援をどうするかに目を向けないと少子化に歯止めがきかない、子どもを生み育てることに夢をもつということにつながらないと考える</li> <li>・このようなことを踏まえて、理念の中で、幼児期の教育の視点と在宅での子育て支援について包括していくこのようなことを見える形で掲載する</li> </ul>	ご意見をもとに第3章3(3)戦略的に取り組むためにを追加しました。また、第3章1東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性を明確にしました(15ページ、40ページ)
5	5月27日	留守家庭児童育成クラブ	庁内修正	第3章2(7)留守家庭児童育成クラブについての文章を修正しました(35ページ)
6	6月5日	障害児および要保護・要支援児童	庁内修正	第3章2(5)の要保護・要支援児童の単語を変更しました(32ページ)
7	6月5日	親の子育て力の支援	庁内修正	第3章2(9)親の子育て力の支援についての項目を追加しました(37ページ)
8	6月12日	親の子育て力の支援	「親の子育て力の支援について」とあるが、子育て力というのはどのようなことでどのような部分が子育て力か分からない。	p37に親の子育て力の注釈を加えました
9	6月12日	計画の基本的な考え方	「計画の基本的な考え方」には「戦略的に取り組むために」の項目を入れて下さい。	p11「図 計画の基本的な考え方」の下部にp38～p41の施策展開の基本的な考え方を追加しました
10	8月11日	就学前児童の学校教育・保育に	教育・保育の見込み量について3～5歳の2号認定(認定こども園及び保育所)数と2号認定(幼児期の学校教育利用の希望が強い)の数が逆なのではないか	p47表の「3～5歳の需要量」の数値を修正しました
11	8月11日	親の子育て力の支援	親の子育て力について、母親の子育て力だけでなく父親を含めた子育てということを計画の中に反映させて下さい。	p37に父親の子育て力について表現を追加しました
12	8月11日	施策展開の基本的な考え方	計画の考え方において、公の果たす役割という表現が公立だけの印象を与える。公私の連携という部分が読み取りにくいのでは	p12の計画の考え方について表を整理するとともに、p38・39についても考え方を整理しました

No	日付	項目	意見	素案への対応
13	8月11日	子育て支援員の確保と質の向上	・子育て支援員の養成や展開について、地域の子育てに関わる人の質の向上を応援するという視点を入れてほしい ・子育て支援員について潜在的に保育士資格を所持しているが、現在働いていない人をどのように子育て事業に関わらせるかという視点を盛り込んでほしい	p39の在宅の子育て支援の拡充において質の向上と人材の確保について修正しました
14	9月24日	人材確保	人材確保について現在考えている方法があれば盛り込んでほしい	p80に人材確保の文章を追加しました
15	9月24日	留守家庭児童育成クラブ	p63の記載では民間事業者は、これまでの運営方法や小学校敷地内での提供はできないので、子どもの情緒の安定や事故防止を図れないのではないかという疑問が生じるのではないかと	ご意見をもとに文章を変更しました
16	9月24日	留守家庭児童育成クラブ	庁内修正	p35において留守家庭児童育成クラブの経過を記載しました
17	9月24日	学校教育・保育の提供体制の確保	庁内修正	p56において就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保について考え方を文書化しました
18	9月24日	地域子育て支援事業	庁内修正	p76において国が求めている地域子育て支援事業13事業のうち、記載がなかった2事業を追加しました
19	9月24日	児童虐待防止対策の充実	庁内修正	p84において虐待発生の予防に関して追記をしました
20	9月24日	その他に重点を置く施策について	庁内修正	p87において新たな視点の施策を追記をしました
21	12月5日	施策展開の基本的な考え方	庁内修正	p40において、公立の教育・保育施設再編整備の考え方を追記しました
22	12月5日	学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	庁内修正	p56～58において、公立再編整備による需給調整数を記載しました。幼保連携型認定こども園の施設整備数の見直しを図りました。
23	12月5日	幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」	庁内修正	p63に計画の掲載に必要となる、幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」を追記しました。
24	12月5日	留守家庭児童育成クラブ	子ども・子育て会議の議事参照	p65～67において、これまでご議論された内容を踏まえ、掲載をしました
25	12月5日	地域子育て支援拠点事業	庁内修正	p69～71において、現在の供給量・確保策について見直しを図りました。
26	12月5日	一時預かり事業	子ども・子育て会議の議事参照	p73～75において、これまでご議論された内容を踏まえ、掲載をしました
27	12月5日	利用者支援事業	庁内修正	p81において需要量・確保策について見直しを図りました
28	12月5日	その他に重点を置く施策について	庁内修正	p88、89において地域での子育て力のアップを目指す書きぶりを充実させました
29	12月5日	計画の推進に向けて	庁内修正	p95以降に計画の推進に向けてを新規に追加しました
30	12月8日	過去の議論の明示	子ども・子育て会議において色々な議論がされてきた。計画には東大阪市らしさがでていない。直感的に議論の中身が分かるような工夫、市民の方にもこれまでの計画に対する議論が分かるような計画書にしたほうがよい	p9以降、要所に子ども・子育て会議の意見紹介を記載しました。

No	日付	項目	意見	素案への対応
31	1月5日	次世代育成支援行動計画の変更への対応	次世代育成支援行動計画の策定の施策体系への対応が必要では	p15において次世代育成支援行動計画との対応について仮掲載をしています
32	12月17日	子ども・子育てをめぐる現状と主要な課題について	現状と主要な課題の中のアンケートの結果など数字を羅列した表ばかりで分かりづらく見にくい。グラフ等の表現方法をビジュアル的に分かりやすく見やすくなるように全面的に改善が必要	p25、27、32においてグラフ化を図りました p26に預かり保育の推移を追加しました
33	1月5日	障害児支援について	庁内修正	p35において児童発達支援サービスの利用状況を追記しました
34	12月8日	施策展開の基本的な考え方	東大阪市らしさがでていない	p40、41において東大阪市としての施策展開が分かるように記載方法を変更しました
35	12月8日	幼児期における質の高い学校教育・保育の提供	教育の視点についてもさらに書き込みが必要ではないか	p42において教育・保育内容の研究・交流等の取り組みについて追記しました
36	12月8日	子どもの貧困について	貧困対策について、事業計画の中でもその視点を認識しているということやアウトリーチのページで触れたりして	p8、43、p105において貧困に関する事項も踏まえ掲載をしました。
37	12月8日	幼保連携検討部会の上申について	公立の供給体制の整備を具体的に考えたのは幼保連携会議の議論によるようなところが大きい。公民合わせて在宅支援を充実していきたいというのが表されていればよい。	p44～46において部会の意見からのつながりが分かるようにしました
38	12月8日	リージョン別の特性	この計画ではリージョンごとの特性が少し見えてこない。地域ごとのニーズの違いについても触れるべき	p50、51にリージョン別の状況を掲載しました
39	12月8日	待機児童対策の表記について	東大阪市として待機児童の定義がどうなったのかを書くべき。	p64において説明を加えました。
40	1月8日	公立の再編整備による需給調整	庁内修正	p67において、公立の再編整備による数値を掲載しました
41	12月17日	地域型保育事業について	ニーズ調査で希望があった「家庭的保育」「事業者内保育施設」「ベビーシッター」等の事業について何も書かないのは事業計画としては不十分	p68、p69において子ども・子育て会議での議論等も踏まえ記載をしました
42	12月8日	リージョン別の確保策	この計画ではリージョンごとの特性が少し見えてこない。地域ごとのニーズの違いについても触れるべき	p72、p73において学校教育・保育の確保施設数を掲載しました
43	12月8日	放課後児童クラブ	スタッフの質の確保には加筆が必要ではないか	p77において指導者の項目を設けました
44	12月8日	放課後児童クラブの見込み量	庁内修正	p78において小学校別の必要見込み量を掲載しました
45	12月8日	一時預かり事業	・幼稚園型の預かり保育は認定こども園でも実施するのではないかと ・一時預かり事業では2号認定に限られているような印象を受ける ・空き教室等の利用することで幼稚園も協力できるので一時預かり事業の確保方策の内訳に入れてもらいたい	p84～88において、一時預かり事業の掲載方法を大幅に改めました
46	12月8日	子育て支援員	子育て支援員についてふれる必要はないか	p88の注釈において解説を加えました p95、96の利用者支援事業において子育てサポーターのイメージを掲載しました
47	12月17日	質の向上	地域の子育て支援に関わる人材の育成という視点があるとよい	p102において子育て支援員の導入や、人材マッチングにふれました